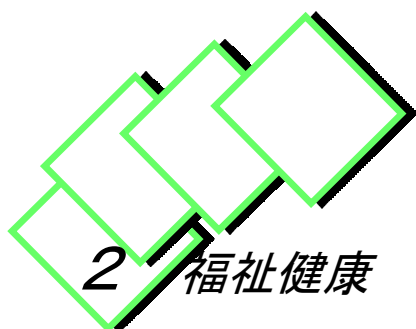




- 4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
- 5 健康になるまちづくりが進んでいる

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	民生委員・児童委員活動の推進	事務事業番号	020401040144
担当所属	こども福祉部福祉室地域福祉課	担当課長名	岩本 和加子

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	01	1 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します
	主な施策	04	2 地域の住民や事業者をはじめとした多様な主体の参加と協働による地域力の向上
課題別計画			
事業期間	～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	民生委員法、芦屋市民生委員推薦会規則、芦屋市補助金等の交付要綱		
実施区分	補助	財源	市、国・県等の補助、使用料など
施設種別			

【事業概要】

事業概要	【全体概要】 □芦屋市民生児童委員協議会の事務局を担う。 □芦屋市民生児童委員協議会の運営・活動に対し補助金を交付する。 □民生委員推薦会を運営する。
【対象】 民生委員・児童委員	
【意図】 民生委員・児童委員の活動の支援を行うことで、地域住民の見守り・相談支援等の活動の推進を図る。	
【大きな目的】 地域福祉の充実	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	18,813	18,355	8,902	住民1人当たり（円）196.59
事業費	千円	18,813	18,355	8,902	1世帯当たり（円）428.11
特 国費	千円	0	0	0	人口93,368
定 県費	千円	6,567	6,353	7,166	世帯数42,874
財 市債	千円	0	0	0	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
源 その他	千円	0	0	0	
一般財源	千円	12,246	12,002	1,736	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	10,734	10,587		
活動配分	人	1,600	1,550		
正職員	人	1,350	1,300		
会計年度任用職員等	人	0,250	0,250		
うち経費	千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0		
他部門経費	千円	0	0		
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標
□民生委員・児童委員への活動支援 □民生委員・児童委員の活動内容に関する周知などPR活動 □欠員町への民生委員・児童委員の確保
令和 5年度の実施内容
□民生委員・児童委員への活動助成 7,572千円 原則、定例会及び総務会を月1回、ブロック会（小学校区ごとの集まり）を年に2回以上、専門部会を年に1～2回実施、その他研修などに参加 □民生委員推薦会にかかる費用 115千円 民生委員推薦会を年1回（6月）実施 □民生委員・児童委員の確保 令和5年4月1日：101名 → 令和6年3月31日：100名
令和 5年度の改善内容
□専門部会のあり方を検討し、経験年数の浅い委員でも活動しやすい体制づくりに取り組んだ。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】事業実施に妥当性があるか
総合評価 法令等により市が実施しなければならない
民生委員法等により実施している。
【目的妥当性評価】前期基本計画との整合性はあるか
総合評価 整合性はある
基本施策4－1「地域共生社会の実現に向けた取組を推進します」と深く関連している。
【目的妥当性評価】総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい
基本目標2の戦略施策Ⅱ－1「地域福祉の推進」に貢献している。
【有効性評価】評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか
総合評価 一部実行している
担い手不足の解消が図れず、民生委員・児童委員の欠員が生じている町がある。
【有効性評価】同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業はない／統合はできない
地域において見守りを行う団体はあるが、民生委員法に基づく活動は他の団体の活動と統合することはできない。
【効率性評価】手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できない
事業の性質上、手段の変更はできない。
【効率性評価】成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 コスト削減の余地はない
活動内容に応じた助成を実施しており、これ以上の削減は活動に支障が生じ兼ねず、コスト削減の余地はない。
【効率性評価】受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 負担を求めるべき事業ではない
社会福祉の増進のために社会奉仕の精神をもって行う事業であり、受益者負担は求められない。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
□民生委員・児童委員の担い手不足と高齢化 □コロナ禍による活動自粛に伴う新任民生委員・児童委員の活動経験の不足 □民生委員・児童委員への期待や役割が年々大きくなることにより、委員に過度の負担がかかっている。	□広く世間に民生委員・児童委員の活動内容等を周知・啓発しながら、候補者を確保し、欠員の解消を図る。 □経験年数の浅い委員への活動を支援する。 □民生委員・児童委員の活動の負担感軽減に資するよう、福祉専門職や自治会等他団体とのネットワークを広げ、連携を推進する。

【総合評価】

新たな民生委員の委嘱を複数行うことができたが、一方で退任もあったことから定員の充足には至っていない。継続して民生委員活動の広報などに取り組むとともに、活動しやすい環境整備と新たな人材確保に努める。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	地域福祉活動推進事業	事務事業番号	020401040146
担当所属	こども福祉部福祉室地域福祉課	担当課長名	岩本 和加子

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02 福祉健康	
	施策目標	04 4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる	
	基本施策	01 1 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します	
	主な施策	04 2 地域の住民や事業者をはじめとした多様な主体の参加と協働による地域力の向上	
課題別計画			
事業期間	～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	社会福祉法、社会福祉法人の助成に関する条例、芦屋市補助金等の交付要綱、芦屋市ボランティア活動助成要綱		
実施区分	直営、委託、補助	財源	市、国・県等の補助
		施設種別	

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 □市民 □社会福祉協議会 □ボランティアセンター及びボランティア団体 □地域福祉の推進に関わる個人及び団体	□包括的相談支援、地域づくり支援、多機関協働、参加支援、アウトリーチ支援を一体的に行っていく重層的支援体制整備事業を進める。 □第4次地域福祉計画と社会福祉協議会が策定した第8次地域福祉推進計画を具体的に運動させ、市民との協働によるコーディネート機能を持たせた地域福祉推進業務を実施する。 □社会福祉協議会の開催 □地域福祉計画の策定・評価・推進 □ボランティア団体等の運営・事業に対する補助金の交付 □社会福祉協議会への活動支援・強化・指導・助言 □社会福祉協議会運営補助金の交付 □社会福祉事業にかかる福祉サービスの供給確保の中心的役割の達成 □高齢者の在宅支援の拠点
【意図】 □地域福祉活動の推進 □社会福祉協議会へ補助を行うことによる、高齢者の在宅支援をはじめ地域活動支援及び強化	
【大きな目的】 □地域福祉計画の推進を図る。 □ボランティア活動センターの活性化及び地域住民同士の繋がりを構築する。 □高齢者の在宅支援の継続及び地域活動の強化を図る。	

【事務事業の経費】

年度	単位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	140,933	126,385	116,177	住民1人当たり（円） 1,353.62
事業費	千円	140,933	126,385	116,177	1世帯当たり（円） 2,947.82
特 国費	千円	12,799	10,547	10,622	人口 93,368
定 県費	千円	0	7,468	5,086	世帯数 42,874
財 市債	千円	0	0	0	
源 その他	千円	1,331	1,702	1,898	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
一般財源	千円	126,803	106,668	98,571	
うち人件費合計	千円	33,498	21,443		特記事項・備考
活動配分	人	4,750	3,140		
正職員	人	4,400	2,590		
会計年度任用職員等	人	0,350	0,550		
うち経費	千円	0	0	0	
減価償却費	千円	0	0	0	
他部門経費	千円	0	0	0	
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標
□第4次芦屋市地域福祉計画のもと、芦屋市社会福祉協議会等多様な主体の参加を得ながら、引き続き地域福祉を推進する。 □庁内や多機関連携・協働を通して、重層的支援体制整備事業を進める。 □芦屋市社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動の効果的な周知、啓発を図る。
令和 5年度の実施内容
□地域福祉推進協議会の開催（10月、3月） □社会福祉協議会の開催（11月、2月） □社会福祉協議会地域福祉部会の開催（1月） □地域福祉計画・重層的支援体制整備事業等に関する事項を協議 □ボランティアグループへの活動助成 1,703千円 □社会福祉協議会への運営補助 73,562千円 □重層的支援体制整備事業の推進
令和 5年度の改善内容
□専門職・管理者向け重層的支援体制整備事業研修の実施 □多機関協働支援会議の実施 □庁内での専門部会の実施

【事業の評価】

【目的妥当性評価】事業実施に妥当性があるか	
総合評価	法令等により市が実施しなければならない
社会福祉法に基づき策定した地域福祉計画のもと本事業を推進することとしており、事業実施は妥当である。	
【目的妥当性評価】前期基本計画との整合性はあるか	
総合評価	整合性はある
施策目標4「あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる」を推進する事業である。	
【目的妥当性評価】総合戦略の推進に貢献しているか	
総合評価	貢献度が大きい
多様な主体の参加と協働により進める事業であり、総合戦略の推進に貢献している。	
【有効性評価】評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか	
総合評価	概ね実行している
概ね計画通りに遂行している。	
【有効性評価】同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか	
総合評価	類似事業はない／統合はできない
地域福祉を推進する業務として今以上の統合はできない。	
【効率性評価】手段変更によって費用対効果をあげることができるか	
総合評価	できる
多様な主体との協働等で費用対効果をあげることができる可能性はある。	
【効率性評価】成果を低下させずに、コストを削減できるか	
総合評価	ある程度のコスト削減余地あり
多様な主体との協働等で費用対効果をあげることができる可能性はある。	
【効率性評価】受益者負担を求めることができる事業か	
総合評価	負担を求めるべき事業ではない
事業の性質上、受益者負担を求めることは困難である。	

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
□重層的支援体制整備事業の推進に向けた、庁内・多機関との更なる連携・協働 □関係団体や専門機関等との更なる連携強化 □「こえる場！」の発展的運営の検討 □ボランティア等市民主体の活動や交流の推進、担い手発掘・育成	□第4次芦屋市地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画に基づき多様な主体と連携しながら引き続き地域福祉を推進する。 □就労準備支援事業と一体的な参加支援の推進に取り組む。 □「こえる場！」のあり方や位置づけ、活動内容を検討する。 □ボランティア活動の効果的な周知、啓発を図る。

【総合評価】		
重層的支援体制整備事業実施計画作成に基づき、芦屋市社会福祉協議会と連携しながら、多機関による地域福祉推進の取組を検討した。 引き続き関係機関と連携しながら、包括的・重層的な施策の推進を図る。	妥当性	あり
	達成度	達成した
	改善余地	改善の余地はない
	今後の方向	現状維持

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	共助の地域づくり推進事業	事務事業番号	020401041037
担当所属	こども福祉部福祉室地域福祉課	担当課長名	吉川 里香

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02 福祉健康	
	施策目標	04 4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる	
	基本施策	01 1 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します	
	主な施策	04 2 地域の住民や事業者をはじめとした多様な主体の参加と協働による地域力の向上	
課題別計画			
事業期間	～	会計種別	一般会計
	社会福祉法、介護保険法	事業種別	自治事務
根拠法令等			
実施区分	委託	財源	市、国・県等の補助
		施設種別	

【事業概要】

事業概要	
【対象】 第1号被保険者、家族、支援者、市民	【全体概要】 □一般介護予防事業（重層的支援体制整備事業） ・生活支援型訪問サービス従事者研修事業 ・通いの場づくり事業 ・ひとり役活動推進事業 □包括的支援事業（重層的支援体制整備事業） ・生活支援体制整備事業 □包括的支援事業・任意事業 ・在宅医療・介護連携推進事業 ・認知症施策推進事業 ・介護サービス相談員派遣事業 ・認知症サポーター養成等事業
【意図】 地域での共助の仕組みづくりや、医療・介護の連携の推進、認知症の正しい理解の啓発等により、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できる環境整備を整える。	
【大きな目的】 多様な事業主体による重層的なサービスの提供体制の構築による共助の地域づくりを推進する他、医療・介護連携体制の構築、認知症施策の推進等により、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を営める地域包括ケアシステムを構築する。	

【事務事業の経費】

年度	単位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	60,024	58,633	49,535	住民1人当たり（円） 627.98
事業費	千円	60,024	58,633	49,535	1世帯当たり（円） 1,367.57
特 国費	千円	18,736	18,125	18,251	人口 93,368
定 県費	千円	8,700	8,697	8,872	世帯数 42,874
財 市債	千円	0	0	0	
源 その他	千円	11,780	11,683	12,718	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
一般財源	千円	20,808	20,128	9,694	
うち人件費合計	千円	14,106	12,603		特記事項・備考
活動配分	人	2,030	1,920		
正職員	人	1,830	1,420		
会計年度任用職員等	人	0,200	0,500		
うち経費	千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0		
他部門経費	千円	0	0		
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標 重層的支援体制整備事業実施計画に基づく生活支援体制整備事業実施及び地域福祉計画に基づく各事業の推進と関係機関との連携促進
令和 5年度の実施内容 □生活支援型訪問サービス従事者研修 ・研修修了者26人 □通いの場づくり事業 ・事業利用団体（者）数 4団体（人） □ひとり役活動推進事業 ・ひとり役ワーカー登録者数91人・登録施設34か所 □在宅医療・介護連携推進事業 ・相談対応件数49件（医療・介護連携に関する相談等） ・芦屋多職種医療介護ONEチーム連絡会等 □認知症初期集中支援事業 ・対応件数2件 □認知症サポーター養成等事業 ・講座開催回数24回 ・受講者数859人 □介護サービス相談員派遣事業 ・受入事業所8か所 ・活動員数16人 □生活支援体制整備事業 地域支え合い推進員5名配置（第1層1名、第2層4名）
令和 5年度の改善内容 ひとり役活動の周知啓発、芦屋多職種医療介護ONEチーム連絡会による多職種連携の取組み 認知症に関する取組みの推進及び周知啓発、介護サービス相談員派遣事業の対面活動再開

【事業の評価】

【目的妥当性評価】事業実施に妥当性があるか 総合評価 法令等により市が実施しなければならない 介護保険法を根拠に実施しており、市が実施しなければならない。
【目的妥当性評価】前期基本計画との整合性はあるか 総合評価 整合性はある 施策目標4、5、11を推進するための必要であることから、整合性はある。
【目的妥当性評価】総合戦略の推進に貢献しているか 総合評価 貢献度が大きい 総合戦略・基本目標2の戦略分野Ⅱ「地域における福祉の充実」の主な施策にも位置付けられており、貢献している。
【有効性評価】評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか 総合評価 改革終了／計画どおり実行中 計画どおり実施している。
【有効性評価】同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか 総合評価 類似事業はない／統合はできない 各事業は介護保険法において定められているため、統合はできない。
【効率性評価】手段変更によって費用対効果をあげることができるか 総合評価 できない 他事業との連携が促進される事業手法をとっている現状から、手段の変更は困難である。
【効率性評価】成果を低下させずに、コストを削減できるか 総合評価 コスト削減の余地はない 今後も推進を図る必要があるため、コストの削減は困難である。
【効率性評価】受益者負担を求めることができる事業か 総合評価 負担を求めるべき事業ではない 事業の性質上、対象者に負担を求める事業ではない。

【今後の対応・方向性】

今後の課題 重層的支援体制整備事業と生活支援体制整備事業の一体的な推進 ポストコロナにおける各地域、施設の活動推進 認知症施策の推進 多職種連携の推進	今後の取組・方向性 地域福祉計画に基づいた具体的な地域づくり活動の検討と実践 重層的支援体制整備事業実施計画に基づいた取組みの推進 重層的支援体制整備事業と連携した生活支援体制整備事業の実践 ポストコロナにおける各地域、施設の状況に応じた活動の推進 第10次芦屋すこやか長寿プラン21に基づいた認知症施策の実践
---	--

【総合評価】 重層的支援体制整備事業と関連施策との連携も含め、更なる充実が求められる。参加支援、地域づくり支援を意識した地域へのアプローチを進めていく必要がある。	妥当性 達成度 改善余地 今後の方向	あり 達成した 改善の余地はない 拡大・充実
--	-----------------------------	---------------------------------

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	生活困窮者自立支援事業	事務事業番号	020402011030
担当所属	こども福祉部福祉室地域福祉課	担当課長名	吉川 里香

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02 福祉健康	
	施策目標	04 4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる	
	基本施策	02 2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます	
	主な施策	01 1 地域から孤立している人や経済的に困窮している人への適切な支援	
課題別計画	地域福祉計画		
事業期間	平成27年度 ～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	生活困窮者自立支援法、若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業実施要綱		
実施区分	直営、委託	財源	市、国・県等の補助
		施設種別	

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 ■法第3条に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。	必須事業「自立相談支援事業」「住居確保給付金の支給」の実施 任意事業「就労準備支援事業」の実施 任意事業「子どもの学習・生活支援事業（地域まなびの場支援事業）」の実施 任意事業「家計改善支援事業」の実施
【意図】 ■生活困窮者自立支援法は、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。	芦屋市社会福祉「友愛」基金条例（昭和46年芦屋市条例第17号）第3条の規定に基づく基金を活用して、家庭内におけるケアについて、支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていることが困難な家庭において、訪問による介護や家事の支援等を行う「若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業」を実施
【大きな目的】 ■生活困窮者が、法に定められた事業を活用することにより、「経済的困窮」「社会的孤立」から脱却し、地域で役割を担いながら暮らし続けられるよう、「支え合い」が実現できる地域づくり。	「就労準備支援事業」と参加支援を推進するための「社会参加推進事業」を一体的に実施（地域福祉活動推進事業分再掲）

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	77,451	43,849	33,592	住民1人当たり（円） 469.64
事業費	千円	77,451	43,849	33,592	1世帯当たり（円） 1,022.74
特 国費	千円	55,125	20,347	21,728	人口 93,368
定 県費	千円	1,407	919	0	世帯数 42,874
財 市債	千円	0	0	0	
源 その他	千円	0	1,320	1,320	住民基本台帳法に基づく令和5年4月1日現在の推計人口より
一般財源	千円	20,919	21,263	10,544	
うち人件費合計	千円	14,089	13,002		特記事項・備考
活動配分	人	2,650	2,080		
正職員	人	1,350	1,410		
会計年度任用職員等	人	1,300	0,670		
うち経費	千円	0	0	0	
減価償却費	千円	0	0	0	
他部門経費	千円	0	0	0	
事業費の増減理由（令和4年度から令和5年度の変化について）					
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金終了のため。					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標 生活困窮者自立相談支援事業・就労準備支援事業・地域まなびの場支援事業・家計改善支援事業の実施、住居確保給付金の支給、若者ケアラー支援
令和 5年度の実施内容 □総合相談窓口新規相談者数 333人 □生活困窮者自立相談支援事業 新規相談受付件数105件、新規プラン作成件数18件 □住居確保給付金利用件数 2件 □就労準備支援事業利用件数 10件 □地域まなびの場支援事業（学習支援）利用者数 11人 □家計改善支援事業 プラン作成件数 16件 □自立相談支援事業による就労支援 2件 □自立に向けて改善が見られた件数 34件 □就労者数 4人 □増収者数 3人
令和 5年度の改善内容 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活困窮者への継続的な支援 就労準備支援事業と一体的な社会参加推進事業の実施 若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業の開始

【事業の評価】

【目的妥当性評価】事業実施に妥当性があるか 総合評価 法令等により市が実施しなければならない 生活困窮者自立支援法により実施しなければならない。
【目的妥当性評価】前期基本計画との整合性はあるか 総合評価 整合性はある 生活困窮者の自立支援は、施策目標4と整合している。
【目的妥当性評価】総合戦略の推進に貢献しているか 総合評価 貢献度が大きい 総合戦略・基本目標2の戦略分野Ⅱ「地域における福祉の充実」の主な施策にも位置付けられており、貢献している。
【有効性評価】評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか 総合評価 改革終了／計画どおり実行中 予定どおり実施している。
【有効性評価】同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか 総合評価 類似事業はない／統合はできない 生活困窮者支援の類似事業はないため統合はできない。
【効率性評価】手段変更によって費用対効果をあげることができるか 総合評価 できない 法律に定められている必須事業の手段変更はできないとともに、事業実施内容からも手段の変更はできない。
【効率性評価】成果を低下させずに、コストを削減できるか 総合評価 コスト削減の余地はない 事業推進の観点からコスト削減の余地はない。
【効率性評価】受益者負担を求めることができる事業か 総合評価 負担を求めるべき事業ではない 事業対象者の考え方から、負担を求める事業ではない。

【今後の対応・方向性】

今後の課題 生活困窮者自立相談支援事業の周知啓発及び潜在的ニーズの把握 重層的支援体制整備事業の中核としての包括的支援体制の構築 ニーズに対応した居場所の創出 若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業の周知啓発	今後の取組・方向性 重層的支援体制整備事業との一体的実施及び生活困窮者自立支援制度を中心とした、総合相談体制及び包括的支援体制整備の推進に向けた支援システムの構築 生活困窮者への継続的支援、家計改善支援事業の推進 就労準備支援事業と一体的な社会参加事業の推進
--	--

【総合評価】		
各事業間及び重層的支援体制整備事業との連携により、一体的、包括的な支援体制の構築を進める必要がある。	妥当性	あり
	達成度	達成した
	改善余地	改善の余地はない
	今後の方向	拡大・充実

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	生活保護法施行事務	事務事業番号	020402010230
担当所属	こども福祉部福祉室生活支援課	担当課長名	阿南 尚子

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02 福祉健康	
	施策目標	04 4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる	
	基本施策	02 2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます	
	主な施策	01 1 地域から孤立している人や経済的に困窮している人への適切な支援	
課題別計画			
事業期間	昭和25年度 ～	会計種別	一般会計
根拠法令等	生活保護法、同施行令		
実施区分	直営、委託	財源	国・県等の補助
		施設種別	庁舎

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 現に生活に困窮し、最低生活を維持することが困難な被保護者	■被保護者の生活の向上・自立を目指し、金銭給付・現物給付を行う 生活扶助 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な扶助 教育扶助 子どもに義務教育を受けさせるために必要な扶助 住宅扶助 居宅や住宅維持のために必要な扶助 診療、薬剤等の医療行為を受けるに伴い必要な扶助 介護扶助 介護サービスの利用に伴い必要な扶助 出産扶助 分娩に関する扶助 生業扶助 生業に必要な扶助（高等学校就学に係る費用を含む） 葬祭扶助 葬祭に必要な扶助
【意図】 被保護者の最低限度の生活を保障するため、資産活用等を行い自らの生活の維持向上・自立を目指す間、金銭給付及び現物給付を行う	
【大きな目的】 被保護者の健康で文化的な生活水準を保障し、生活の向上を図り、自立を助長すること	

【事務事業の経費】

年度	単位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	1,281,124	1,364,121	1,298,146	住民1人当たり（円） 14,610.16
事業費	千円	1,281,124	1,364,121	1,298,146	1世帯当たり（円） 31,816.98
特 国費	千円	866,252	964,893	977,645	人口 93,368
定 県費	千円	28,629	22,601	29,129	世帯数 42,874
財 市債	千円	0	0	0	
源 その他	千円	24,449	46,174	0	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
一般財源	千円	361,794	330,453	291,372	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	79,359	75,694		
活動配分	人	12,300	12,020		
正職員	人	9,580	8,070		
会計年度任用職員等	人	2,720	3,950		
うち経費	千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0		
他部門経費	千円	0	0		
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					
医療扶助費が昨年度に比べおよそ95,000千円増加したため、他の扶助費で昨年度より決算額が下がったものもあるが、トータル83,000千円ほど事業費が増加する結果となった。					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標
■就労支援制度の活用による被保護者の自立促進
■関係機関等との連携による、被保護者の生活の安定
■被保護者健康管理支援事業等による被保護者の重症化の未然防止、健康促進
令和 5年度の実施内容
■令和6年3月31日現在 564世帯 710人（7.5%） 生活保護費支給合計 1,276,234,662円
【内訳】
生活扶助 352,444,751円 住宅扶助 191,183,498円
教育扶助 3,475,246円 出産扶助 1,150,974円
生業扶助 2,312,398円 介護扶助 26,739,871円
医療扶助 687,618,580円 葬祭扶助 4,082,671円
施設事務費 6,325,801円
就労自立給付金 400,872円 進学準備給付金 500,000円
■就労支援制度の活用による被保護者の自立 6名
■被保護者健康管理支援事業による健康診査受診数 63名
令和 5年度の改善内容
■計画に沿った家庭訪問及び面談による被保護者の適切な現状確認の実施
■社会福祉協議会等関係機関との連携による支援・自立促進
■生活保護実施により生じた債権の管理

【事業の評価】

【目的妥当性評価】事業実施に妥当性があるか
総合評価 法令等により市が実施しなければならぬ
法定受託事務につき市が実施しなければならず、事業実施の妥当性はある。
【目的妥当性評価】前期基本計画との整合性はあるか
総合評価 整合性はある
本事業は経済的な困窮や社会的孤立防止を支援する事業であり、計画との整合性はある。
【目的妥当性評価】総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が中程度
他部署、多機関との連携が必須の事業であり、包括的支援体制の構築を目指す総合戦略の推進に貢献している。
【有効性評価】評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか
総合評価 改革終了／計画どおり実行中
適正に生活保護業務を遂行中である。
【有効性評価】同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価 類似事業はない／統合はできない
生活困窮者自立支援事業と「自立」の目的は同じであるが、根拠法が異なり統合はできない。
【効率性評価】手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できる
生活困窮者自立支援制度との連携の強化や他法の利用等で、費用を抑えられる可能性はある。
【効率性評価】成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 ある程度のコスト削減余地あり
医療扶助費の適正化（医療扶助費の削減）に向けて遂行中でありコスト削減の可能性はある。
【効率性評価】受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 負担を求めるべき事業ではない
対象者が生活保護受給者であり、負担を求めることはできない。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
■複雑化したケースへ、関係機関等と連携し支援する必要がある。	■家庭訪問による被保護者の状況確認、自立支援を確実に実施する。
■失業や傷病で生活保護受給に至ったケースは早期の生活再建が望めるため、重点的に支援を請じ自立を助長する必要がある。	■関係機関、関係部署との情報共有や合同研修会等による連携強化、被保護者健康管理支援事業の推進、被保護者への就労支援による早期自立等、全て継続して実施する。
■医療扶助オンライン資格確認につき、利用しやすいよう周知を進める必要がある。	

【総合評価】		
生活に困窮している国民への最後のセーフティーネットとして、適切な制度運用が求められる。5年度は計画に沿った家庭訪問を基本に対象者の現状把握や支援策の提案、助言等で自立助長に繋げたこと、保護費の償還事務立て直しができた2点が実績である。なお、医療扶助費の増加が顕著だったため、重複受診、頻回受診、重症化予防等の指導を確実に実施し、医療扶助の適正化を図る必要がある。	妥当性	義務的事业
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	地域支援事業	事務事業番号	020402020162
担当所属	こども福祉部福祉室高齢介護課	担当課長名	竹内 典子

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02 福祉健康	
	施策目標	04 4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる	
	基本施策	02 2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます	
	主な施策	02 2 高齢者がいつまでも安心して暮らせる取組の推進	
課題別計画	芦屋すこやか長寿プラン2 1		
事業期間	平成18年度 ～	会計種別	その他
		事業種別	自治事務
根拠法令等	介護保険法等		
実施区分	直営、委託	財源	市、国・県等の補助、使用料など
		施設種別	

【事業概要】

事業概要	
【対象】 被保険者	【全体概要】 ☐ 介護予防・日常生活支援総合事業 ■介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメント ■一般介護予防事業 市内在住のすべての高齢者に対して介護予防事業を実施 ☐ 包括的支援事業 包括的・継続的支援を行うための地域包括支援センターの運営 ☐ 任意事業 介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業等 ☐ 地域包括支援センター運営協議会運営経費
【意図】 要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する。	
【大きな目的】 継続的マネジメントを実施し、介護予防を推進することにより要介護状態の重度化を防ぐ。 地域包括ケアシステムの推進を図る。	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	607,455	637,087	654,554	住民1人当たり（円） 6,823.40
事業費	千円	607,455	637,087	654,554	1世帯当たり（円） 14,859.52
特 国費	千円	209,600	199,236	209,394	人 口 93,368
定 県費	千円	70,042	96,638	93,382	世帯数 42,874
財 市債	千円	0	0	0	
源 その他	千円	252,013	259,538	274,332	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
一般財源	千円	75,800	81,675	77,446	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	28,227	31,641		
活動配分	人	4,580	5,100		
正職員	人	2,780	3,050		
会計年度任用職員等	人	1,800	2,050		
うち経費	千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0		
他部門経費	千円	0	0		
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標
・介護予防・日常生活支援総合事業の安定的な実施 ・認知症施策の推進 ・地域ケア会議のあり方の検討
令和 5年度の実施内容
（1）介護予防・生活支援サービス事業 予防専門型訪問サービス： 7, 679件、42, 265日 生活支援型訪問サービス： 1, 490件、 5, 938日 予防専門型通所サービス： 8, 138件、39, 181日 介護予防ケアマネジメント：8, 006件 （2）介護予防事業：すべての高齢者を対象者として、さわやか教室を開催した。（さわやか教室：631日、延べ参加者数：6, 329人） （3）包括的支援事業：適切に地域包括支援センターの運営を行った。（地域包括支援センター数：4） （4）任意事業：家族介護への支援などの事業を実施 家族介護用品支給事業（ 314件、2, 312千円）、行方不明高齢者家族支援サービス事業（登録者14人、検索回数92回）
令和 5年度の改善内容
・認知症施策の推進（若年性認知症の方の支援体制構築） ・介護予防・日常生活支援総合事業やその他介護保険について市民への周知に力を入れた

【事業の評価】

【目的妥当性評価】事業実施に妥当性があるか	
総合評価	法令等により市が実施しなければならない 介護保険法に定められた事業である。
【目的妥当性評価】前期基本計画との整合性はあるか	
総合評価	整合性はある 高齢者が地域で生き生きと暮らしていく「地域包括ケア」を推進している。
【目的妥当性評価】総合戦略の推進に貢献しているか	
総合評価	貢献度が大きい 高齢者が地域で生き生きと暮らしていく「地域包括ケア」を推進している。
【有効性評価】評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか	
総合評価	改革終了／計画どおり実行中 介護保険事業計画に則り、評価を受け進捗管理している。
【有効性評価】同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか	
総合評価	類似事業はない／統廃合はできない 法に位置づけられた事業で、行政が主体的に実施する事業である。
【効率性評価】手段変更によって費用対効果をあげることができるか	
総合評価	できる 総合事業において、住民主体の担い手を増やすなどしてサービスを拡充することができる。
【効率性評価】成果を低下させずに、コストを削減できるか	
総合評価	ある程度のコスト削減余地あり より効果的な事業実施方法について、引き続き検討の余地がある。
【効率性評価】受益者負担を求めることができる事業か	
総合評価	適正な負担を求めている 総合事業において、一定の負担を求めている。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
・一般介護予防事業の効果的な事業展開 ・認知症施策の取組の推進	・地域包括ケアの更なる推進に向けて取り組む。 ・介護予防事業等の地域支援事業の充実に取り組む。

【総合評価】		
今後の要介護高齢者の増加及び生産年齢人口の急減を見据え、効果的な介護予防事業の実施や地域支援事業の充実に取り組み、地域包括ケアを深化・推進することは重要である。	妥当性	義務的事業
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	拡大・充実

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	地域介護・福祉空間整備事業	事務事業番号	020402020180
担当所属	こども福祉部福祉室高齢介護課	担当課長名	竹内 典子

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04 4	あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	02 2	誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます
	主な施策	02 2	高齢者がいつまでも安心して暮らせる取組の推進
課題別計画	芦屋すこやか長寿プラン2 1		
事業期間	平成21年度 ～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	地域介護・福祉空間整備等交付金実施要綱(国) 兵庫県健康福祉部補助金交付要綱(県) 芦屋市介護人材養成支援事業補助金交付要綱(市)		
実施区分	補助	財源	市、国・県等の補助
施設種別	福祉施設		

【事業概要】

事業概要	【全体概要】 □地域密着型サービス、介護予防拠点など市の日常生活圏域で利用されるサービスの必要性を精査する。 □介護従事者が働きやすい職場環境を整備する。 □市内事業所に勤務する介護従事者及び職員の研修費用を負担する法人に対し研修受講費用の一部を補助する。
【対象】 地域密着型介護施設及びその他介護サービス事業者 市内介護サービス事業所に勤務する介護従事者	
【意図】 地域の実情に合わせ自主性を生かしながら介護サービス基盤を整備することを支援する。	
【大きな目的】 ○介護サービス基盤の整備 ○介護従事者の確保及び負担軽減 ○新たな介護人材の確保及び介護職員の離職防止	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	38,419	86,113	61,530	住民1人当たり(円) 922.30
事業費	千円	38,419	86,113	61,530	1世帯当たり(円) 2,008.51
特 国費	千円	19,742	59,050	23,130	人口 93,368
定 県費	千円	10,944	20,757	37,775	世帯数 42,874
財 市債	千円	0	0	0	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
源 その他	千円	0	0	0	
一般財源	千円	7,733	6,306	625	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	7,359	5,986		
活動配分	人	1,000	0,800		
正職員	人	1,000	0,800		
会計年度任用職員等	人	0,000	0,000		
うち経費	千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0		
他部門経費	千円	0	0		
事業費の増減理由(令和 4年度から令和 5年度の変化について)					
物価高騰対策支援金の単価を増額して支給したため。					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標	市内事業所に勤務もしくは就労する予定の介護従事者の受講する初任者研修・実務者研修の受講料に対する補助を実施する。 施設改修等に対し地域介護拠点整備補助を実施する。
令和 5年度の実施内容	・令和5年度の芦屋市介護人材養成支援事業補助金申請件数は35件(初任者研修19件、実務者研修16件) 補助総額は1,276,414円 ・令和5年度の地域介護拠点整備補助金の申請件数は1件、補助総額は19,800,000円 ・原油価格・物価高騰等に対する介護事業所への支援として、物価高騰対策支援金事業を実施。支給実績は69法人 59,050,000円
令和 5年度の改善内容	介護人材養成支援事業や物価高騰対策支援金事業について、予算を拡充し人材確保及び定着を支援するとともに、事業所の支援及び負担軽減に努めた。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】事業実施に妥当性があるか	総合評価 現段階では市による実施が妥当である
介護保険制度の推進に必要である。	【目的妥当性評価】前期基本計画との整合性はあるか
総合評価 整合性はある	総合評価 整合性はある
高齢者の生活を地域で支える重要な施策である。	【目的妥当性評価】総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価 貢献度が大きい	総合評価 貢献度が大きい
高齢者がいつまでも生き生きと安心して暮らせている。	【有効性評価】評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか
総合評価 改革終了/計画どおり実行中	総合評価 改革終了/計画どおり実行中
介護保険事業計画に基づいて実行している。	【有効性評価】同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合/代替できないか
総合評価 類似事業はない/統廃合はできない	総合評価 類似事業はない/統廃合はできない
介護保険法に基づいた事業である。	【効率性評価】手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できない	総合評価 できない
法令等に従い実施するため、手段変更の余地はない。	【効率性評価】成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価 コスト削減の余地はない	総合評価 コスト削減の余地はない
法令等に従い実施するため、コスト削減の余地はない。	【効率性評価】受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 負担を求めるべき事業ではない	総合評価 負担を求めるべき事業ではない
法令等に基づき交付を行うため、受益者負担を求める内容ではない。	

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
・少子高齢化に伴う介護人材不足。 ・感染症や物価高騰等に対する適宜適切な事業者支援。	・介護人材の確保に資する新たな補助制度を創設する。 ・介護人材養成支援事業の申請件数を増加させる。 ・国・県の補助金のメニューを事業者に周知し、制度の活用を促す。 ・申請のあった補助に対して適正に交付を行う。

【総合評価】	妥当性	あり
住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域密着型サービスを含めた施設基盤整備を進めるとともに、更なる介護人材の確保・定着に取り組む。	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	拡大・充実

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	地域生活支援事業	事務事業番号	020402030222
担当所属	こども福祉部福祉室障がい福祉課	担当課長名	川口 弥良

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	02	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます
	主な施策	03	3 障がいのある人が活躍できる環境整備
課題別計画	芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画、芦屋市第6期障がい福祉計画・芦屋市第2期障がい児福祉計画		
事業期間	平成18年度 ～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	障害者総合支援法、心がつながる手話言語条例、障害者等相談支援事業実施要綱、手話通訳者・要約筆者等派遣事業実施要綱、障害者日常生活用具給付等事業実施要綱、障害者移動支援事業実施要綱、地域活動支援センター事業実施要綱、成年後見制度利用支援事業実施要綱、障がい児機能訓練事業実施要綱、手話奉仕員養成研修事業実施要綱 等		
実施区分	直営、委託、補助	財源	市、国・県等の補助、使用料など
施設種別			

【事業概要】

事業概要	【対象】 障がいのある人（児童含む） 【意図】 障がいのある人が地域社会の構成員として必要な情報支援・移動支援・スポーツ文化活動支援等を行う。 【大きな目的】 障がいのある人の自立と社会参加の促進、地域生活の支援	【全体概要】 □地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施 ・理解促進研修・啓発事業 ・相談支援事業 ・意思疎通支援（手話・要約筆者等派遣）事業 ・日常生活用具の給付等事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター ・成年後見制度利用支援事業 ・障がい児機能訓練事業 ・手話奉仕員養成研修事業 他
------	---	---

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	258,327	278,200	318,722	住民1人当たり（円） 2,979.61
事業費	千円	258,327	278,200	275,328	1世帯当たり（円） 6,488.78
特 国費	千円	62,293	58,292	70,885	人 口 93,368
定 県費	千円	34,792	32,871	40,337	世帯数 42,874
財 市債	千円	0	0	0	
源 その他	千円	689	687	699	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
一般財源	千円	160,553	186,350	163,407	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	37,118	43,394		
活動配分	人	6,680	7,730		
正職員	人	3,250	3,730		
会計年度任用職員等	人	3,430	4,000		
うち経費	千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0		
他部門経費	千円	0	0		
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標	障がい福祉に関する情報が必要な人に届くよう、ポータルサイトをリニューアルし、情報の検索を容易にする。失語症の人を対象にした新たな意思疎通支援事業について、県事業の動向を注視する。「芦屋市障がい福祉サービス等ガイドライン」を事業所等へ周知するとともに、それに基づき公平かつ適正なサービス利用の支給決定を行い、障がいのある人の社会参加・日常生活を支援していく。
令和 5年度の実施内容	□相談支援事業：52,865千円、（基幹相談）相談実人員：107人、延対応回数：2,552回、（一般相談）相談実人員：651人、延対応回数：7,070回、研修講師謝礼：132千円□意思疎通支援事業：職員向け手話講座の開催：12回、手話通訳者派遣：438千円（14人124回）、要約筆者派遣158千円（11人7回）手話奉仕員養成研修：374千円、研修会講師謝礼：50千円 □日常生活用具給付等事業：1,310件・13,680千円 □移動支援事業：184人・40,819.5時間・108,277千円 □ボランティア活動支援事業：450千円 □広報あしや点訳・音訳業務：574千円 □障がい児機能訓練事業：12,893千円 理学24人・363回、作業45人・557回、言語31人・358回、水浴37人・447回、医師面接85人・12回 □療育支援相談：718千円 □地域活動支援センター事業補助金：7事業所・30,691千円 □入浴サービス：6人・169回・2,349千円 □日中一時支援事業：50人・2,036回・4,835千円 □更生訓練費：41人・2,140千円 □その他：4,182千円
令和 5年度の改善内容	手話言語条例や聴覚障がいのある人とのコミュニケーション支援の普及啓発のために、リードあしやと連携を図り、市内の高校生や聴覚障がいのある人などと協働して、市民向けのパンフレットの作成を開始した。また、「芦屋市障がい福祉サービス等ガイドライン」を事業所等へ送付し、周知を行った。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 事業実施に妥当性があるか	総合評価	法令等により市が実施しなければならない
障害者総合支援法において定められている。	総合評価	整合性はある
【目的妥当性評価】 前期基本計画との整合性はあるか	総合評価	第5次総合計画の重点項目に位置付けられている。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか	総合評価	該当なし
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を着実に実行しているか	総合評価	概ね実行している
計画に基づき実施している。	総合評価	同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価	類似事業はない／統合はできない	障がいのある人が地域で日常生活及び社会生活を送ることができるよう必要な事業を実施している。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか	総合評価	できない
地域生活支援事業実施要綱に基づき実施しており、手段の変更を行うことができない。	総合評価	成果を低下させずに、コストを削減できるか
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか	総合評価	コスト削減の余地はない
コスト削減はできないが、サービス計画作成時点及びモニタリングにおいて点検している。	総合評価	【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か
総合評価	適正な負担を求めている	実施事業ごとに適正な負担を求めている。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
障がい児機能訓練において、希望者の増加に伴い待機が発生しており、適切な時期に訓練を受けることができないケースが発生しているため、改善が必要である。	聴覚障がいのある人との意思疎通支援等に関するパンフレットの作成を進める。障がい児機能訓練の待機者数の減少を目指す。「芦屋市障がい福祉サービス等ガイドライン」に基づき公平・適正な支給決定を行い、障がいのある人の社会参加・日常生活を支援する。失語症の人への意思疎通支援事業に係る県事業の動向を注視する。

【総合評価】	妥当性	あり
障がい児機能訓練において、適切な時期に訓練を受けることができるような取組が必要である。	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	拡大・充実

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	障害者総合支援法介護給付費等事業	事務事業番号	020402030216
担当所属	こども福祉部福祉室障がい福祉課	担当課長名	川口 弥良

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	02	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます
	主な施策	03	3 障がいのある人が活躍できる環境整備
課題別計画	芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画、芦屋市第6期障がい福祉計画・芦屋市第2期障がい児福祉計画		
事業期間	平成18年度 ～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	障害者総合支援法、相談支援事業所人材確保支援事業補助金交付要綱、グループホーム利用者家賃負担軽減事業実施要綱他		
実施区分	直営	財源	市、国・県等の補助
施設種別			

【事業概要】

事業概要	
【対象】 障がいのある人（児童含む）	【全体概要】 □介護給付（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・短期入所・施設入所支援 他） □訓練等給付（自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助） □自立支援医療（更生医療・育成医療） □補装具 □障害支援区分認定審査会
【意図】 障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現	
【大きな目的】 障がいのある人の自立を支援する。	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	1,618,342	1,811,716	1,999,288	住民1人当たり（円）19,404.04
事業費	千円	1,618,342	1,811,716	1,959,306	1世帯当たり（円）42,256.75
特 国費	千円	831,315	873,154	968,002	人 口93,368
定 県費	千円	419,655	441,023	489,514	世帯数42,874
財 市債	千円	0	0	0	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
源 その他	千円	34	1,783	6,033	
一般財源	千円	367,338	495,756	495,757	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	32,535	39,982		
活動配分	人	5,350	6,750		
正職員	人	3,170	3,720		
会計年度任用職員等	人	2,180	3,030		
うち経費	千円	0	0	0	
減価償却費	千円	0	0	0	
他部門経費	千円	0	0	0	
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					
サービス利用者の障がいの重度化及び介護者の高齢化並びに就労意欲の高まり等による事業費増。					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標
令和 2年度に策定した第6期障がい福祉計画に基づき、障がい福祉施策を推進する。相談支援専門員を増員していただけるよう相談支援事業所への補助事業を実施し、計画相談を受けるまでの待機期間の解消につなげる。「芦屋市障がい福祉サービス等ガイドライン」に基づき、公平かつ適正なサービス利用の支給決定を行い、障がいのある人の社会参加及び日常生活を支援していく。
令和 5年度の実施内容
□障害者総合支援法に基づく介護給付・訓練等給付：1,669,177千円 ＜支給決定者数＞・訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護、同行援護、行動援護）277人・日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）463人・居住系サービス（共同生活援助、短期入所）255人・施設入所支援52人・療養介護11人 □自立支援医療：74,751千円＜受給者数＞更生医療164人、精神通院医療1,637人、育成医療3人 □補装具費：11,135千円・障がい者（18歳以上）交付64件、修理33件・障がい児（18歳未満）交付17件、修理9件 □グループホーム新規開設サポート事業補助金：180千円 □相談支援事業所人材確保支援事業補助金：1,197千円 □グループホーム等利用者家賃負担軽減事業：9,040千円 □その他：6,254千円
令和 5年度の改善内容
障がいのある人が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、グループホームの新規開設に対する補助金を交付した。計画相談における待機期間解消に向け、相談支援事業所人材確保支援事業補助金を交付し、相談支援事業所の相談支援専門員の増員に対するサポートを行った。「芦屋市障がい福祉サービス等ガイドライン」を事業所等に送付し、周知を行った。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】	事業実施に妥当性があるか
総合評価	法令等により市が実施しなければならない 障害者総合支援法において定められている。
【目的妥当性評価】	前期基本計画との整合性はあるか
総合評価	整合性はある 第5次総合計画の重点取組に位置付けられている。
【目的妥当性評価】	総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価	該当なし
【有効性評価】	評価結果や計画立案された改革案を着実に実行しているか
総合評価	改革終了／計画どおり実行中 報酬改定等に対応し、適切に実行している。
【有効性評価】	同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価	類似事業はない／統合はできない 当該事業は、障がいのある人に必要なサービスの提供に関するものであり、統合等になじまない。
【効率性評価】	手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価	できない 法令等によるものであり、手段の変更等はできない。
【効率性評価】	成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価	コスト削減の余地はない 必要なサービスを提供しており、定期的なモニタリングの実施により適宜支給量等を確認しながら支給決定を行っている。
【効率性評価】	受益者負担を求めることができる事業か
総合評価	適正な負担を求めている 障害者総合支援法において定められた負担を求めている。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
計画相談を受けるまでの待機期間の解消（相談支援事業所の人員体制の強化）。	第7期障がい福祉計画に基づき、障がい福祉施策を推進する。相談支援事業所への補助事業で相談支援専門員の人材確保を後押しし、計画相談までの待機期間の解消につなげる。「芦屋市障がい福祉サービス等ガイドライン」に基づき公平・適正な支給決定を行い、障がいのある人の社会参加・日常生活を支援していく。

【総合評価】		
障害者総合支援法に基づき、引き続き適切に対応していくとともに、計画相談を受けるまでの待機期間の解消につなげる必要がある。	妥当性	義務的事業
	達成度	達成した
	改善余地	改善の余地はない
	今後の方向	現状維持

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	障がい者福祉・障がい児育成事業	事務事業番号	020402030213
担当所属	こども福祉部福祉室障がい福祉課	担当課長名	川口 弥良

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	02	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます
	主な施策	03	3 障がいのある人が活躍できる環境整備
課題別計画	芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画、芦屋市第6期障がい福祉計画・芦屋市第2期障がい児福祉計画		
事業期間	～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	住宅改造費助成事業実施要綱、福祉タクシー利用料金等助成事業実施要綱、福祉施設等通園（通学）費扶助要綱、補助金交付要綱、軽・中度難聴児補聴器購入等助成事業実施要綱、障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱等		
実施区分	直営、委託、補助、負担金	財源	市、国・県等の補助
施設種別			

【事業概要】

事業概要	
【対象】 障がいのある人（児童含む）	【全体概要】 □障がい者相談員業務（一部委託） □はんしん自立の家ショートステイ運営負担金（補助） □住宅改造費助成事業：県1/2、市1/2 □身体障害者福祉協会・身体障害児者父母の会・手をつなぐ育成会・家族会に対する団体補助金 □障がい者（児）福祉計画・障がい福祉計画策定業務 □福祉タクシー利用料金等助成事業（補助） □はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術費助成事業（補助） □障がい福祉啓発事業 □福祉施設等通園（通学）費扶助 □軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業：県1/2、市1/2 □障がい者差別解消支援地域協議会 □合理的配慮提供支援助成事業 □みんなにやさしいお店登録事業 □障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業
【意図】 障がいのある人の在宅支援等	
【大きな目的】 障がいのある人の自立支援と障がいのある児童の育成	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	65,009	64,104	61,391	住民1人当たり（円） 686.57
事業費	千円	65,009	64,104	29,375	1世帯当たり（円） 1,495.17
特 国費	千円	3,396	10,700	0	人 口 93,368
定 県費	千円	480	599	944	世帯数 42,874
財 市債	千円	0	0	0	
源 その他	千円	19	378	1,600	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
一般財源	千円	61,114	52,427	26,831	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	39,752	32,016		
活動配分	人	7,790	6,530		
正職員	人	3,300	2,150		
会計年度任用職員等	人	4,490	4,380		
うち経費	千円	0	0	0	
減価償却費	千円	0	0	0	
他部門経費	千円	0	0	0	
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					
主査級職員減及び職員の育休取得等に伴う人件費の減少による。					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標 条例に基づく障がい者差別解消関連施策の取組状況の確認を行うとともに、障がい者団体及び自立支援協議会から評価を受け、その内容を公表する。障がい福祉計画・障がい児福祉計画のインタビュー調査を実施し、当該計画を策定する。
令和 5年度の実施内容 □システム保守等業務：924千円□身体障がい者相談員業務：相談員6人・相談数577件・108千円 □知的障がい者相談員業務：相談員2人・相談数2件・36千円□はんしん自立の家ショートステイ運営事業負担金：330千円□障がい者団体補助金（身体障害者福祉協会・手をつなぐ育成会・身体障害児者父母の会・家族会）：360千円□福祉タクシー利用料金等助成事業：（タクシー券）791人（ガソリン費用）393人・16,139千円□はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術費助成事業：7人・8千円□障がい者差別解消関連事業：障がい者差別解消支援地域協議会の開催：148千円、共に暮らすまち条例ガイドブックの改訂：13千円、合理的配慮提供支援助成事業：3件・378千円□次期計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）策定業務：396千円□障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援：17法人、10,700千円□その他：2,548千円
令和 5年度の改善内容 法改正に伴う条例の改正を行ったことで民間事業者の合理的配慮の提供を義務化した。それに伴い、保健福祉フェア等のイベントでの展示の実施や関係団体へのチラシ配布等、合理的配慮に関する周知啓発を行った。また、次期計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）を策定した。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 事業実施に妥当性があるか 総合評価 現段階では市による実施が妥当である 団体支援、各種事業実施において市が主体となるものである。
【目的妥当性評価】 前期基本計画との整合性はあるか 総合評価 整合性はある 第5次総合計画の重点取組に位置付けられている。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか 総合評価 貢献度が大きい 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、各種事業に取り組んでいる。
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか 総合評価 概ね実行している 計画に基づき実施している。
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか 総合評価 類似事業はない／統合はできない 障がいのある人に対する事業であり、類似事業はない。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか 総合評価 できない 障がいのある人に対する事業であり、支援の方法を変更することは困難である。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか 総合評価 コスト削減の余地はない 障がいのある人に対する事業であり、コスト削減はできない。
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か 総合評価 負担を求めているない 実施事業の性質上、負担を求めることはなじまない。

【今後の対応・方向性】

今後の課題 令和 6年 4月から民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたため、合理的配慮の提供について更なる周知啓発が必要である。また、条例に基づく障がい者差別解消関連施策の取組状況の評価について、より具体的な指標の設定が求められている。	今後の取組・方向性 合理的配慮の提供に係る更なる周知啓発を行っていく。条例に基づく障がい者差別解消関連施策の取組状況の確認を行うとともに、障がい者団体及び自立支援協議会から評価を受ける。障がい者（児）福祉計画第7次中期計画の中間評価を実施する。
---	---

【総合評価】 令和 6年 4月から民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたため、合理的配慮の提供について更なる周知啓発が必要である。そのため、合理的配慮提供支援助成事業及び芦屋市みんなにやさしいお店登録事業の周知に努めていく。	妥当性 達成度 改善余地 今後の方向	あり 概ね達成した ある程度改善の余地がある 拡大・充実
---	-----------------------------	---------------------------------------

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	障害児通所支援等に要する経費	事務事業番号	020402030681
担当所属	こども福祉部こども家庭室こども政策課	担当課長名	三崎 英誉

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	02	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます
	主な施策	03	3 障がいのある人が活躍できる環境整備
課題別計画			
事業期間	昭和62年度 ～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	児童福祉法、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則、芦屋市福祉施設等通園（通学）費扶助要綱、芦屋市医療的ケア児支援協議会設置要綱、芦屋市医療的ケア児等コーディネーター配置事業実施要綱		
実施区分	直営、補助	財源	市、国・県等の補助、使用料など
		施設種別	福祉施設

【事業概要】

事業概要	
【対象】 在宅の障害児（0～18歳）	【全体概要】 □早期療育訓練事業「すくすく学級」：親子通園が可能な概ね生後6か月から就学前の児童を対象に、児童発達支援を実施 ・事業所指定を県から受け、事業を実施 ・児童に対し、発達に応じた生活指導・遊戯指導、訓練及び集団適応指導 ・保護者に対し、児童の発達に応じた助言・指導 □福祉施設等通園（通学）費扶助 □日中一時支援事業 □障害児通所支援 □芦屋市医療的ケア児支援協議会 □芦屋市医療的ケア児等コーディネーターの配置 □障害児通所支援事業所に対する物価高騰対策支援事業
【意図】 心身の発達に支援を要する児童等を対象に、障害児通所支援（児童発達支援、児童発達支援センター等）の利用により、日常生活動作や集団生活への適応訓練等の場を提供し、福祉の増進を図る。	
【大きな目的】 心身の発達に支援を要する児童の福祉の増進	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	396,121	441,878	442,100	住民1人当たり（円） 4,732.65
事業費	千円	396,121	441,878	442,100	1世帯当たり（円） 10,306.43
	特 国費	千円	177,423	188,329	人 口 93,368
	定 県費	千円	84,312	90,604	世帯数 42,874
	財 市債	千円	0	0	
	源 その他	千円	11,103	18,082	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
	一般財源	千円	123,283	144,863	
				102,199	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	52,497	53,508		
活動配分	人	10,100	9,970		
正職員	人	4,050	4,110		
会計年度任用職員等	人	6,050	5,860		
うち経費	千円	2,419	2,419		
減価償却費	千円	2,419	2,419		
他部門経費	千円	0	0		
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					
・障害児通所支援事業所利用者の増加 ・障害児通所支援事業所に対する物価高騰対策支援事業の実施					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標 障害児通所支援の適切な支給、計画相談の確立を行う。
令和 5年度の実施内容 □早期療育訓練事業「すくすく学級」：実利用者数20名 事業費 4,967千円 □施設維持管理費 2,628千円 □日中一時支援事業「すくすくひろば」：実利用者数 3名 □障害児通所支援給付 ・児童発達支援 支給決定者数 126名 115,187千円 ・放課後等デイサービス 支給決定者数 227名 220,855千円 ・保育所等訪問事業 支給決定者数 96名 11,510千円 ・障害児相談支援 支給決定者数 355名 21,048千円 ・高額障害児通所給付 支給者数 2名 29千円 □医療的ケア児支援 支援協議会 開催1回 医療的ケア児等コーディネーターの配置 5,500千円 □障害児通所支援事業所に対する物価高騰対策支援事業 10法人 支給総額 4,550千円
令和 5年度の改善内容 ・障害児通所支援の支給申請時に、市内・近隣市の事業所の情報など提供するとともに、計画相談の制度と意義を丁寧に説明した。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】事業実施に妥当性があるか 総合評価 法令等により市が実施しなければならぬ 発達に課題のある子どもと保護者にとって早期療育・通所支援は有効である。
【目的妥当性評価】前期基本計画との整合性はあるか 総合評価 整合性はある 障がい児福祉の増進に寄与している。
【目的妥当性評価】総合戦略の推進に貢献しているか 総合評価 貢献度が大きい 発達に課題のある子どもに早期に適切な療育及び訓練を提供している。
【有効性評価】評価結果や計画立案された改革案を着実に実行しているか 総合評価 改革終了／計画どおり実行中 発達に課題のある子どもに早期療育及び訓練を提供し、適正に事業を実施している。
【有効性評価】同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか 総合評価 類似事業はない／統合はできない 類似事業はなく統合や代替をすることはできない。
【効率性評価】手段変更によって費用対効果をあげることができるか 総合評価 できない 障がい児福祉という事業の性質上、費用対効果を求めるものではない。
【効率性評価】成果を低下させずに、コストを削減できるか 総合評価 コスト削減の余地はない 経費を削減し、必要最小限のコストで業務を遂行している。
【効率性評価】受益者負担を求めることができる事業か 総合評価 適正な負担を求めている サービスの利用者に対し、適切な受益者負担を求めている。

【今後の対応・方向性】

今後の課題 ・市内に障害児通所支援事業所が増えたため、制度を利用しやすくなったが、引き続き制度の趣旨について周知・理解を図る必要がある。	今後の取組・方向性 ・療育内容の更なる充実及び障がい児通所支援の周知と適切な支給により、児童の発達を促し、福祉の増進を図る。 ・医療的ケア児支援協議会、医療的ケア児等コーディネーターの活用と合わせて、医療的ケア児への支援を関係機関等と連携して推進する。
---	--

【総合評価】 障がい児通所支援サービスの利用が年々増加しており、発達等の問題を抱える家庭に対して、適切な情報と療育の提供を実施することは適切である。	妥当性 達成度 改善余地 今後の方向	義務的事业 概ね達成した 改善の余地はない 現状維持
---	-----------------------------	-------------------------------------

施策目標	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
基本施策	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます

【主な施策】 1 地域から孤立している人や経済的に困窮している人への適切な支援

事務事業 番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和5年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和4年度 決算	令和5年度 決算	令和5年度目標	実施内容
020402010229	援護資金貸付金	こども福祉部福祉室生活援護課	医療費や生活費に一時的に困窮している生活困窮者	生活困窮者が医療費や生活費に一時的に困窮している場合に、早期の自立更生を図るため、その必要な資金を貸し付ける	生活困窮者の早期の自立更生	1,545	524	制度利用により生活再建が望める世帯に対し、適切な案内を実施する。	該当件数 0件 相談内容から社会福祉協議会が窓口となっている貸付及び生活保護制度で対応したため、援護資金貸付金の利用実績は0件であった。
020402010228	生活困窮者に対する法外扶助金給付事業	こども福祉部福祉室生活援護課	被保護者・要保護者等の生活困窮者	生活困窮者に対する法定外の金銭給付、現物給付を行い、生活の安定と自立を促す	生活困窮者の生活の安定と社会福祉の増進	4,133	1,573	生活困窮者に対する金銭・現物給付を適正に実施することで、生活の安定と自立を促す。	生活困窮者に対する法外扶助金 2,506円 【内訳】 ■高齢者日常生活用具給付に要する経費 3件 1,906円 ■行路人応急扶助 2件 600円

施策目標	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
基本施策	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます

【主な施策】2 高齢者がいつまでも安心して暮らせる取組の推進

事務事業番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和5年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和4年度決算	令和5年度決算	令和5年度目標	実施内容
020402020163	介護保険に係る一般管理	こども福祉部福祉室高齢介護課	市内在住の65歳以上の人（第1号被保険者）	介護保険給付費の財源確保	介護保険制度の適正な運営	31,861	40,069	・介護保険事業の適正な運営 ・介護保険システムの更新	・介護保険事業の適正な運営 ・介護保険システムの更新（令和6年4月介護保険法改正への対応）
020402020165	介護認定・調査事務	こども福祉部福祉室高齢介護課	介護保険サービスを必要とする人	適正な要介護認定	介護保険制度の適正な運営	85,815	110,108	要介護認定の適正化の推進	・認定調査の平準化…各調査員の調査項目の判定傾向を分析し、調査員間での乖離が生じないように指導を行った。 ・認定調査体制の充実…第9次すこやか長寿プラン21で目標としている市直営の調査実施率7割以上を維持した。 ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いを終了したことで増加する認定調査件数に対応するため、認定調査員を増員するなど調査体制を整備した。 ・介護認定審査会体制の充実…合議体ごとの有効期間の判定に差異が出ないように判定率の調査などを行い平準化に努めた。 ・介護認定審査会事務局体制の充実…委託調査の訪問調査票及び市直営で実施した訪問調査票について全件事後点検を実施した。
020402020167	介護保険給付等	こども福祉部福祉室高齢介護課	介護保険被保険者及び介護保険認定者	介護保険サービスの給付等及び介護保険財政運営	介護保険制度の適正な運営	8,599,147	8,876,838	事業所への指導等を強化し、適正な事業運営や給付適正を図る。	事業者への指導等を強化し、適正な事業運営や給付適正を図った。ケアプランチェック、医療費突合、縦覧点検等を計画的に実施した。
020402020174	入所措置業務	こども福祉部福祉室高齢介護課	環境上の理由・経済的な理由等により老人福祉法上の措置が必要な方	環境上の理由・経済的な理由等により老人福祉法上の措置が必要な方を特別養護老人ホーム等で受け入れる。生計困難者に対し、利用料負担金の一部を軽減することにより、サービスを利用しやすくする。	高齢者を施設で保護し、生活の安定を図る。高齢者の生活自立支援を推進する。	7,051	9,577	虐待等による入所措置が必要な方に対して、速やかに関係機関と連携し措置業務を行う。入所措置後の支援に努める。	【措置入所者（令和6年3月末現在）】 和風園 10人
020402020176	高年福祉に係る一般事務	こども福祉部福祉室高齢介護課	65歳以上の高齢者	高齢者福祉計画の策定・評価と必要な事業の実施	高齢者施策の推進	14,127	14,921	適切な高齢者施策の事務の遂行 第9次すこやか長寿プラン評価委員会の進行 第10次すこやか長寿プラン策定委員会	第9次すこやか長寿プラン評価委員会の開催 令和5年9月14日（木） 第10次すこやか長寿プラン策定委員会の開催 令和5年5月30日（火） 令和5年8月22日（火） 令和5年10月3日（火） 令和5年10月31日（火） 令和6年1月31日（水）

施策目標	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
基本施策	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます

【主な施策】2 高齢者がいつまでも安心して暮らせる取組の推進

事務事業 番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和5年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和4年度 決算	令和5年度 決算	令和5年度目標	実施内容
020402020178	養護老人ホーム 運営事業	こども福祉部福祉 室高齢介護課	65歳以上で環境上の 理由・経済的な理由 で居宅での生活が困 難な方	環境上の理由及び経済的理由によ り居宅において養護を受けることが 困難な65歳以上の者が、老人福祉法 に基づく措置により、養護老人ホー ム「和風園」に入所し、養護を受け る。	高齢者の生活の安定特定施設化によ る介護保険サービスの提供により、 住み慣れた施設で過ごすことができ るようにする。	88,665	88,159	入所者が安心して生活を送れるよう に体制を整える。	年4回のモニタリングを行い、改善が必要なものについて指定管理者と協議 を行った。
020402021043	三条ディサービ ス事業	こども福祉部福祉 室高齢介護課	65歳以上の高齢者	高齢者の生活の心身の健康と安定を 図る。	介護保険制度、介護予防・日常生活 支援総合事業の推進在宅の高齢者が 介護保険施設を利用し、生活の安定 を図る。	5,942	3,640	施設の修理及び安定した運営を行 う。	指定管理中間評価を実施し、指摘事項の備品管理等を指定管理者と 連携し、最新の状態に更新した。

施策目標	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
基本施策	2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます

【主な施策】3 障がいのある人が活躍できる環境整備

事務事業 番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和5年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和4年度 決算	令和5年度 決算	令和5年度目標	実施内容
020402030214	障がい者（児） 助成事業	こども福祉部福祉 室障がい福祉課	重度の障がいがある 人等	重度の障がいがある人等やその介護 者の負担軽減	障がいのある人等の福祉の向上	43,516	45,605	手当及び給付金の支給により、重度 心身障がい者（児）及びその介護者 の経済的負担を軽減し、在宅生活を 支える。	□特別障害者手当：90人・27,789千円 □障害児福祉手当：62人・11,535千円 □重度心身障害者（児）介護手当：1人・42千円
020402030590	みどり地域生活 支援センターに 要する経費	こども福祉部福祉 室障がい福祉課	常時介護を必要とする 障がいのある人 （障害支援区分3以上）	常時介護を必要とする障がいのある 人に、昼間又は短期入所の間、入 浴、排泄、食事の介護を行うと共に、 創作的活動を行う。	障がいのある人の自立と社会参加の 促進、地域生活の支援	139,592	129,571	円滑な事業実施のため、定期的に受 託法人と協議を行う。	□利用人数：生活介護27人、短期入所15人 □運営業務委託：116,189千円 □光熱水費：5,245千円 □施設補修費：863千円 □消防設備、機械設備、電気設備、特別清掃委託料等：2,126千円 □その他の経費（電信電話料、損害保険）：285千円
020402030639	「友愛」基金に よる社会福祉活 動助成事業	こども福祉部福祉 室障がい福祉課	旧みどり学級の「住 宅つき生涯学級」に 在籍していた、みど り地域生活支援セン ターの通所者	家賃助成をすることにより、障がい のある人が自立した日常生活及び社 会生活を営むことができるよう支援 する。	障がいのある人の福祉の増進	1,286	1,694	旧みどり学級の「住宅つき生涯学 級」に在籍し、引き続きみどり地域 生活支援センターに通所する者に住 宅家賃を助成し、障がいのある人が 自立した日常生活及び社会生活を営 むことができるよう支援する。	みどり地域生活支援センター通所者住宅補助：1人・377千円

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	男女共同参画センター事業	事務事業番号	020403010351
担当所属	市民生活部市民室人権・男女共生課	担当課長名	竹内 浩文

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	01	1 男女共同参画意識が浸透し、女性が活躍できるまちを目指したエンパワメント事業の展開
課題別計画	第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プラン		
事業期間	平成 6年度 ～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	男女共同参画社会基本法、芦屋市男女共同参画推進条例、芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例		
実施区分	直営	財源	市、使用料など
施設種別	集会施設		

【事業概要】

事業概要	【全体概要】 ☐ 男女共同参画センターの管理・運営 ☐ 登録団体等の育成及びネットワーク活動の支援 ☐ 男女共同参画センターフェスタの開催 ☐ 啓発講座等の実施 ☐ 啓発紙（センター通信ウィザース）の発行・配布 ☐ 男女共同参画週間事業の実施 ☐ 国際女性デー事業の実施 ☐ 女性の悩み相談（心の悩み相談、家事調停相談）、女性のための法律相談の実施、各種相談との連携
【対象】 市民	
【意図】 社会のあらゆる分野で、女性と男性が対等なパートナーとして参画できる社会の実現を目指し、講座等の学習会や交流会などの活動を通して女性をエンパワメントする事業を展開	
【大きな目的】 男女共同参画社会の実現	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	28,195	28,747	4,215	住民1人当たり（円） 307.89
事業費	千円	28,195	28,747	4,215	1世帯当たり（円） 670.50
特 国費	千円	0	0	0	人 口 93,368
定 県費	千円	89	85	100	世帯数 42,874
財 市債	千円	0	0	0	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
源 その他	千円	78	78	85	
一般財源	千円	28,028	28,584	4,030	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	24,536	25,138		
活動配分	人	3,900	3,900		
正職員	人	2,900	2,900		
会計年度任用職員等	人	1,000	1,000		
うち経費	千円	0	0	0	
減価償却費	千円	0	0	0	
他部門経費	千円	0	0	0	
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について） 人件費の減少によるもの。					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標	・男女共同参画センターの認知度向上のため、より効果的な方法を検討する。 ・第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プランに基づく啓発事業の実施
令和 5年度の実施内容	・男女共同参画センターの管理・運営 ・登録団体等の活動及びネットワークづくりの支援 ・啓発講座等の実施 ・啓発紙（センター通信「ウィザース」）の発行・配布（年3回発行） ・男女共同参画週間事業、国際女性デー記念事業の実施 ・女性の悩み相談（心の悩み相談、家事相談）、女性のための法律相談 ・ウィザースあしやフェスタの実施（DV被害者支援のためのチャリティーバザー、啓発映画上映会、登録グループワークショップ） ・情報コーナーにおける図書及びDVDの貸出し ・生理の貧困に対応した、市役所庁舎内トイレへの生理用品の配架及びアウトリーチ支援が可能な関係機関への生理用品の提供
令和 5年度の改善内容	新たな生活様式を意識した、オンラインと会場参加のハイブリッド型の講座実施も取り入れながら、継続的に事業を実施した。またウィザースあしやフェスタの開催や啓発紙の発行を通じて、男女共同参画センターの周知を行うと同時に、男女共同参画センター登録団体の募集方法等についての見直しを行った。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】事業実施に妥当性があるか	
総合評価	法令等により市が実施しなければならぬ
男女共同参画社会基本法、芦屋市男女共同参画推進条例、芦屋市男女共同参画行動計画に基づき市が実施している。	
【目的妥当性評価】前期基本計画との整合性はあるか	
総合評価	整合性はある
基本計画に基づき実施している事業であり、整合性は取れている。	
【目的妥当性評価】総合戦略の推進に貢献しているか	
総合評価	貢献度が中程度
【有効性評価】評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか	
総合評価	概ね実行している
計画に基づく進行管理を行い、より効果的な事業実施に努めている。	
【有効性評価】同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか	
総合評価	類似事業はない／統廃合はできない
【効率性評価】手段変更によって費用対効果をあげることができるか	
総合評価	できる
講座の実施方法などについて、さらに効果的な方法を検討する余地はある。	
【効率性評価】成果を低下させずに、コストを削減できるか	
総合評価	コスト削減の余地はない
関係機関や包括連携協定先との共催などによりコスト削減に努めている。	
【効率性評価】受益者負担を求めることができる事業か	
総合評価	適正な負担を求めている
講座の実施において、受講者が負担すべき受講料や一時保育料などは既に適正な負担を求めている。	

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
引き続き、男女共同参画センターの認知度の向上、幅広い世代の利用促進を図るとともに、より時代のニーズに即した講座・事業テーマの選定と実施方法を検討していく必要がある。	男女共同参画行動計画ウィザース・プランに基づき、男女共同参画への関心と理解をより深めるための啓発事業を継続的に実施する。

【総合評価】		
第5次計画の重点取組である「男性の家庭生活での活躍推進」に関する講座を多数実施したことや、実施方法についても参加者の利便性に配慮してオンラインの活用を進めたことなどを通じて、男女共同参画に積極的に取り組んだ。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	男女共同参画推進施策	事務事業番号	020403010349
担当所属	市民生活部市民室人権・男女共生課	担当課長名	竹内 浩文

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	01	1 男女共同参画意識が浸透し、女性が活躍できるまちを目指したエンパワメント事業の展開
課題別計画	第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プラン		
事業期間	平成 3年度 ～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、売春防止法、ストーカー行為等の規則等に関する法律、芦屋市男女共同参画推進条例		
実施区分	直営	財源	市、国・県等の補助
		施設種別	庁舎

【事業概要】

事業概要	【全体概要】 □男女共同参画推進条例（H21.3月制定）に基づく啓発 □男女共同参画推進審議会の設置・運営（H21～） □第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プラン（第3次配偶者等からの暴力対策基本計画、第3次女性活躍推進計画を含む）（R5～R9）の推進及び進捗管理（実績報告及び実施計画の作成）
【対象】 市民	
【意図】 社会のあらゆる分野で、女性と男性が対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会の実現に向けた施策の展開	
【大きな目的】 男女共同参画社会の実現	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について	
合計	千円	8,418	6,106	284	住民1人当たり（円）	65.40
事業費	千円	8,418	6,106	284	1世帯当たり（円）	142.42
国費	千円	0	0	0	人口	93,368
定 県費	千円	0	0	0	世帯数	42,874
財 市債	千円	0	0	0	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より	
源 その他	千円	0	0	0		
一般財源	千円	8,418	6,106	284	特記事項・備考	
うち人件費合計	千円	8,095	5,986			
活動配分	人	1,100	0,800			
正職員	人	1,100	0,800			
会計年度任用職員等	人	0,000	0,000			
うち経費	千円	0	0			
減価償却費	千円	0	0			
他部門経費	千円	0	0			
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）						
人件費の減少によるもの。						

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標	第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プランに基づく実施計画の推進
令和 5年度の実施内容	・男女共同参画推進審議会の開催（年1回） ・第4次男女共同参画行動計画ウィザース・プラン（第2次女性活躍推進計画を含む。）、第2次配偶者等からの暴力対策基本計画の進捗管理（実績報告の作成） ・第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プラン（第3次配偶者等からの暴力対策基本計画及び第3次女性活躍推進計画を含む）の進捗管理（実施計画の作成）
令和 5年度の改善内容	第4次男女共同参画行動計画ウィザース・プランの進捗管理にかかる調書の様式が、非常に掲載項目数が多く、各所管課での書きぶりの標準化も図りづらいことで、進捗や効果分析がしにくい状況にあったため、第5次計画においてはより明確に重点的な取組や進捗状況が分かるよう、項目内容・数を適切なものに見直した。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】事業実施に妥当性があるか	
総合評価	法令等により市が実施しなければならない
男女共同参画社会基本法、芦屋市男女共同参画推進条例、芦屋市男女共同参画行動計画に基づき市が実施している。	
【目的妥当性評価】前期基本計画との整合性はあるか	
総合評価	整合性はある
基本計画に基づき実施している事業であり、整合性は取れている。	
【目的妥当性評価】総合戦略の推進に貢献しているか	
総合評価	貢献度が中程度
【有効性評価】評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか	
総合評価	概ね実行している
計画に基づく進捗管理を行い、効果的な事業実施に努めている。	
【有効性評価】同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか	
総合評価	類似事業はない／統合はできない
【効率性評価】手段変更によって費用対効果をあげることができるか	
総合評価	できない
さらなる費用削減は難しい。	
【効率性評価】成果を低下させずに、コストを削減できるか	
総合評価	コスト削減の余地はない
さらなる費用削減は難しい。	
【効率性評価】受益者負担を求めることができる事業か	
総合評価	負担を求めるべき事業ではない

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
重点取組を中心に、第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プランに基づく男女共同参画の効果的な啓発を推進するとともに、さらなる進捗管理の方法等の改善、検討を行う。	第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プランの推進及び進捗管理（実績報告及び実施計画の作成）

【総合評価】		
第5次計画に基づいて、審議会等でも意見をいただきながら、重点取組を意識して事業を行うことができるよう実施計画を策定した。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	女性の活躍推進事業	事務事業番号	020403014009
担当所属	市民生活部市民室人権・男女共生課	担当課長名	小杉 頼子

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	01	1 男女共同参画意識が浸透し、女性が活躍できるまちを目指したエンパワメント事業の展開
課題別計画	第3次女性活躍推進計画(第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プランを含む)		
事業期間	平成27年度 ～ 令和 7年度	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、男女共同参画社会基本法		
実施区分	直営、委託、補助	財源	市、国・県等の補助
施設種別			

【事業概要】

事業概要	
【対象】 市民	【全体概要】 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（H27.9.4～H38.3.31までの10年の時限立法）に基づき、令和5年3月に策定した第3次女性活躍推進計画により、女性活躍を推進する。 □女性活躍推進に関する講座・事業等の実施 □女性活躍推進の取組に関して協議を行う女性活躍推進会議の開催 □女性活躍コーディネーター（会計年度任用職員）による女性のためのステップ相談（女性活躍相談：就労・再就労・継続就労・起業等）を実施し、支援を行う。 □効果的な事業の広報に努める。 □多様な働き方や活躍の場の提案を行う。
【意図】 女性が自らの意思によって職業生活はもちろん、それ以外の地域活動、家事及び育児等すべてにおいて自己の個性と能力が十分発揮され、自分らしい活躍ができるよう豊かで活力ある社会の実現を図る。	
【大きな目的】 男女共同参画社会の実現	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	14,572	15,536	6,570	住民1人当たり（円） 166.40
事業費	千円	14,572	15,536	6,570	1世帯当たり（円） 362.36
特 国費	千円	2,002	0	0	人 口 93,368
定 県費	千円	2,044	6,227	6,270	世帯数 42,874
財 市債	千円	0	0	0	
源 その他	千円	1,326	1,326	1,342	住民基本台帳法に基づく令和5年4月1日現在の推計人口より
一般財源	千円	9,200	7,983	-1,042	
うち人件費合計	千円	8,731	9,540		特記事項・備考
活動配分	人	1,600	1,700		
正職員	人	0,600	0,700		
会計年度任用職員等	人	1,000	1,000		
うち経費	千円	0	0	0	
減価償却費	千円	0	0	0	
他部門経費	千円	0	0	0	
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標
第3次女性活躍推進計画に基づき事業を実施する。 これまでの実施状況を踏まえ、ASHIYA RESUME(芦屋リジューム)事業を実施する。 女性活躍推進における旧宮塚町住宅の活用を研究する。
令和 5年度の実施内容
女性活躍コーディネーターによる女性のためのステップ相談（女性活躍相談）の実施 女性活躍に関する啓発事業・講座の実施 女性活躍推進会議の開催 ASHIYA RESUME(芦屋リジューム)事業の実施 旧宮塚町住宅活用事業
令和 5年度の改善内容
ASHIYA RESUME(芦屋リジューム)事業ではこれまでの実施状況を踏まえ、次の一歩へと踏み出すチャレンジマルシェを実施 2歳までの子と一緒に参加し、父親同士の交流を深める「パパタイム」では男性保育士や男性調理師等を育児アドバイザーとして常駐

【事業の評価】

【目的妥当性評価】事業実施に妥当性があるか	
総合評価	現段階では市による実施が妥当である
女性活躍推進法や芦屋市男女共同参画推進条例、女性活躍推進計画に基づき実施している。	
【目的妥当性評価】前期基本計画との整合性はあるか	
総合評価	整合性はある
計画に基づいて実施している事業であり、整合性は取れている。	
【目的妥当性評価】総合戦略の推進に貢献しているか	
総合評価	貢献度が大きい
女性の活躍推進とともに芦屋の魅力発信としてのエリアブランディングの一端を担っている。	
【有効性評価】評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか	
総合評価	概ね実行している
事業ごとにアンケートや年度ごとの振り返り、計画に基づく進行管理を行い次年度に活かすよう努めている。	
【有効性評価】同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか	
総合評価	類似事業があり、統合／代替が検討できる
一部類似事業があり、統合して実施するなどしている。	
【効率性評価】手段変更によって費用対効果をあげることができるか	
総合評価	できる
講座の実施方法や切り口などの工夫により可能性はある。	
【効率性評価】成果を低下させずに、コストを削減できるか	
総合評価	ある程度のコスト削減余地あり
多様な団体や優秀な人材とつながり協力することで可能性はある。	
【効率性評価】受益者負担を求めることができる事業か	
総合評価	近隣の同類事業と比較して負担額が小さい

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
ASHIYA RESUME(芦屋リジューム)事業など女性活躍推進事業の周知と誰もが参加しやすい事業展開 女性のためのステップ相談（女性活躍相談）の認知度や利用率向上	第3次女性活躍推進計画に基づく進行管理と、活躍を希望する女性たちの悩みが解消され、次のステップへと進むことができる流れのある支援を目指す。ASHIYA RESUME(芦屋リジューム)事業についてはこれまでの実施状況を踏まえ、より効果的な事業展開を目指す。女性活躍推進における旧宮塚町住宅の活用を研究する。

【総合評価】		
直営と委託を組み合わせ実施していることで、事業全体としては良い結果となっている。 今後はASHIYA RESUME(芦屋リジューム)事業や女性のためのステップ相談など事業全体の認知度向上及びより効果的な事業実施に努める。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	婦人保護事業	事務事業番号	020403014010
担当所属	市民生活部市民室人権・男女共生課	担当課長名	小杉 頼子

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04 4	あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03 3	平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	01 1	男女共同参画意識が浸透し、女性が活躍できるまちを目指したエンパワメント事業の展開
課題別計画	第3次配偶者等からの暴力対策基本計画（DV対策基本計画。第5次男女共同参画行動計画のサブプランを含む）		
事業期間	平成23年度 ～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	男女共同参画社会基本法、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、ストーカー行為等の規制等に関する法律		
実施区分	直営	財源	市、国・県等の補助
施設種別			

【事業概要】

事業概要	
【対象】 市民	【全体概要】 ☐ 配偶者暴力相談支援センターの運営 ☐ 女性相談支援員の配置 ☐ DV被害者等からの相談、一時保護の同行支援、自立支援、関係機関との連携 ☐ 第3次配偶者等からの暴力対策基本計画の推進及び進行管理（R5～R9）
【意図】 配偶者等からの暴力に係る通報、相談、一時保護の同行支援、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図る。	
【大きな目的】 一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らすことができる社会の実現	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	15,337	14,564	165	住民1人当たり（円） 155.98
事業費	千円	15,337	14,564	165	1世帯当たり（円） 339.69
特 国費	千円	3,192	2,943	3,221	人 口 93,368
定 県費	千円	0	0	0	世 帯 数 42,874
財 市債	千円	0	0	0	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
源 その他	千円	0	0	0	
一般財源	千円	12,145	11,621	-3,056	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	15,255	14,479		
活動配分	人	2,900	2,700		
正職員	人	0,900	0,900		
会計年度任用職員等	人	2,000	1,800		
うち経費	千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0		
他部門経費	千円	0	0		
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標 DV被害者等の安全確保を図り、関係機関と連携して適切な支援を行う。 DV相談室の認知度の向上
令和 5年度の実施内容 配偶者暴力相談支援センターを運営し、DV被害者等の支援を関係機関と連携して行った。
令和 5年度の改善内容 デートDVの啓発パンフレットを神戸女学院大学に協力いただいて作成し、市内在学の全高校生や二十歳のつどい参加者等に配布した。 市内公園のトイレにDV相談室を周知するシールを貼付した。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 事業実施に妥当性があるか 総合評価 法令等により市が実施しなければならない
【目的妥当性評価】 前期基本計画との整合性はあるか 総合評価 整合性はある
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか 総合評価 該当なし
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか 総合評価 概ね実行している
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか 総合評価 類似事業はない／統合はできない
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか 総合評価 できない
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか 総合評価 コスト削減の余地はない
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か 総合評価 負担を求めるべき事業ではない

【今後の対応・方向性】

今後の課題 女性相談支援員の資質の向上 DV被害者や困難な問題を抱える女性支援に係る相談窓口の周知、及び支援に係る関係機関との共通理解	今後の取組・方向性 DV被害者や困難な問題を抱える女性支援について、関係機関と連携を強化し、必要に応じた支援を行う。第3次配偶者等からの暴力対策基本計画の推進及び進行管理。DV相談室や困難女性支援のための相談窓口の認知度の向上
---	--

【総合評価】		
相談先の周知に努めるとともに、相談者の気持ちに寄り添いながら、必要な情報提供を行い、関係機関と連携して支援を行うことができた。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	潮芦屋交流センター管理運営事業	事務事業番号	020403024003
担当所属	企画部国際文化推進室国際文化推進課	担当課長名	田嶋 修

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	02	2 多文化が共生する地域づくり
課題別計画			
事業期間	～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等			
実施区分	指定管理	財源	市、使用料など
		施設種別	集会施設

【事業概要】

事業概要	
【対象】 市民	【全体概要】 潮芦屋交流センター施設の管理運営・維持管理
【意図】 国際交流の核として機能し外国人が暮らしやすいまちを目指す。 国際交流センター・潮芦屋集会所・屋外交流広場を利用して地域社会における相互の親睦及び文化活動の推進並びに健康の増進に寄与する。	
【大きな目的】 国際化に対応したまちづくり 地域社会における親睦及び文化活動の推進、健康の増進	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	43,783	47,365	29,892	住民1人当たり（円）507.29
事業費	千円	43,783	47,365	29,892	1世帯当たり（円）1,104.75
特 国費	千円	0	0	0	人 口93,368
定 県費	千円	0	0	0	世帯数42,874
財 市債	千円	0	0	0	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
源 その他	千円	0	99	121	
一般財源	千円	43,783	47,266	29,771	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	9,199	9,353		
活動配分	人	1,250	1,250		
正職員	人	1,250	1,250		
会計年度任用職員等	人	0,000	0,000		
うち経費	千円	13,081	13,427		
減価償却費	千円	13,081	13,203		
他部門経費	千円	0	224		
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標
国際交流の拠点であり、地域社会における相互の親睦及び部下活動の推進並びに健康の増進に寄与する施設である潮芦屋交流センターを、より設置目的に沿った運営ができるよう指定管理者と協力し、事業内容の充実を行う。また、施設の周知に努め、利用率を高める。
令和 5年度の実施内容
英語と日本語による外国人からの相談受付、英語教室、日本語教室、外国人のための文化教室（華道・書道・茶道）、コスモジャーナル（やさしい日本語・英語版情報紙）の発行 自主事業 世界の料理教室、コスモネット（広報紙の英語訳）の発行 利用率 約 55%（内訳：潮芦屋集会所約55%、国際交流センター約40%、屋外交流広場約83%）
令和 5年度の改善内容
館の周知のため広報掲示板にポスターを掲示した。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】	事業実施に妥当性があるか
総合評価	現段階では市による実施が妥当である
【目的妥当性評価】	前期基本計画との整合性はあるか
総合評価	整合性はある
【目的妥当性評価】	総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価	貢献度が中程度
【有効性評価】	評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか
総合評価	概ね実行している
【有効性評価】	同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価	類似事業はない／統廃合はできない
【効率性評価】	手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価	できない
【効率性評価】	成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価	ある程度のコスト削減余地あり
【効率性評価】	受益者負担を求めることができる事業か
総合評価	適正な負担を求めている

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
潮芦屋交流センターの周知と利用率の向上 国際交流の拠点として、芦屋市在住外国人との交流事業の実施	指定管理者と十分な連携を図りながら、施設や開催事業の周知について、広報の方法を工夫し、利用者や開催事業への参加者の増加を目指す。

【総合評価】		
施設の管理運営とイベントの開催をした。今後も更なる国際交流の拠点、地域社会の親睦に寄与する施設であり続けるように、サービス向上に努める必要がある。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	国際交流に関する事業	事務事業番号	020403020488
担当所属	企画部国際文化推進室国際文化推進課	担当課長名	田嶋 修

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	02	2 多文化が共生する地域づくり
課題別計画			
事業期間	平成 5年度 ～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等			
実施区分	直営、委託、指定管理	財源	市、使用料など
施設種別			

【事業概要】

事業概要	
【対象】 市民	【全体概要】 在住外国人への多言語での情報提供
【意図】 在住外国人への多言語での情報発信の充実するとともに、様々な交流の機会を活用し、多文化共生社会を進める。 姉妹都市との交流を進める。	多文化共生理解を深める事業の実施 姉妹都市交流の実施
【大きな目的】 国際化に対応したまちづくり 姉妹都市交流	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	15,557	21,152	11,615	住民1人当たり（円） 226.54
事業費	千円	15,557	21,152	11,615	1世帯当たり（円） 493.35
特 国費	千円	0	4,807	3,391	人 口 93,368
定 県費	千円	0	0	0	世帯数 42,874
財 市債	千円	0	0	0	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
源 その他	千円	0	0	2,978	
一般財源	千円	15,557	16,345	5,246	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	12,394	13,656		
活動配分	人	2,250	2,250		
正職員	人	1,250	1,250		
会計年度任用職員等	人	1,000	1,000		
うち経費	千円	0	0	0	
減価償却費	千円	0	0	0	
他部門経費	千円	0	0	0	
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標
多文化共生理解を深めるための講座を実施する。 災害時外国人支援講座を実施する。 相談窓口の多言語化を実施する。
令和 5年度の実施内容
職員対象に、「やさしい日本語」の研修（新人研修、「災害と多文化共生」、「実用やさしい日本語研修」）を実施。 災害時多言語支援センター立ち上げ訓練実施。 相談窓口の多言語化を実施。6言語で対応。 多文化共生理解講座20回実施。 母語教室実施（英語4回・中国語15回） 多言語情報配信クラウドサービスを利用し、10言語で広報紙等の内容を発信。 SNSでの英語での発信。 メール・LINEでの情報発信（やさしい日本語・英語）の実施。 指定管理者による姉妹都市交流・学生親善使節交換事業実施。
令和 5年度の改善内容
外国人からの相談に応じ出張通訳等も行った。 事業の計画に市民の参画を促し、外国人市民のニーズに応える事業の計画を心掛けた。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】	事業実施に妥当性があるか
総合評価	現段階では市による実施が妥当である
【目的妥当性評価】	前期基本計画との整合性はあるか
総合評価	整合性はある
【目的妥当性評価】	総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価	貢献度が中程度
【有効性評価】	評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか
総合評価	概ね実行している
【有効性評価】	同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価	類似事業はない／統廃合はできない
【効率性評価】	手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価	できない
【効率性評価】	成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価	ある程度のコスト削減余地あり
【効率性評価】	受益者負担を求めることができる事業か
総合評価	負担を求めるべき事業ではない

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
多言語での外国人相談の周知。 効果的・効率的な多言語での情報提供（継続）。 多文化共生についての市民への周知。	ICTを活用した多言化での相談対応と情報発信。 多文化共生について世代を超えて市民に知っていただけるようセミナーやイベントなどを行い、同時に外国人住民の活躍の場を創出する。

【総合評価】	
多文化共生理解につながるイベント・講座を開催できた。引き続き、在住外国人のニーズの把握に取り組みながら多文化共生社会の充実に努める必要がある。	妥当性 あり
新たに、中国語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語での相談受付を開始した。引き続き周知に努め、相談体制の充実を図る。	達成度 概ね達成した
	改善余地 ある程度改善の余地がある
	今後の方向 現状維持

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	人権啓発事業	事務事業番号	020403030083
担当所属	市民生活部市民室人権・男女共生課	担当課長名	竹内 浩文

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	03	3 市民一人一人の多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり
課題別計画	芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針		
事業期間	昭和24年度 ～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		
実施区分	直営	財源	市、国・県等の補助
施設種別			

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 市民	第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づき、各種啓発事業を実施する。
【意図】 全ての市民の人権尊重の意識を高める。	☐ みんなで考えよう平和と人権 ☐ ふれ愛シネサロン ☐ 日々の生活と人権を考える集い ☐ 職員人権研修 ☐ 啓発物品作成等 ☐ 人権教育・人権啓発推進懇話会
【大きな目的】 全ての市民の人権が尊重されるまちを実現する。	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	7,733	9,999	4,756	住民1人当たり（円） 107.09
事業費	千円	7,733	9,999	4,756	1世帯当たり（円） 233.22
特 国費	千円	0	0	0	人 口 93,368
定 県費	千円	858	884	962	世帯数 42,874
財 市債	千円	0	0	0	
源 その他	千円	0	0	0	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
一般財源	千円	6,875	9,115	3,794	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	6,623	8,230		
活動配分	人	0.900	1.100		
正職員	人	0.900	1.100		
会計年度任用職員等	人	0.000	0.000		
うち経費	千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0		
他部門経費	千円	0	0		
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					
人件費増額、ひょうご・ヒューマンフェスティバル開催のため。					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標
・兵庫県等と連携し、ひょうご・ヒューマンフェスティバルを開催する。 ・関係課や関係団体等と連携して、様々なテーマにおける啓発を行う。 ・職員人権研修は、継続して様々な手法で実施し、受講者を増やす。
令和 5年度の実施内容
□ひょうご・ヒューマンフェスティバル2023 in あしや・日々の生活と人権を考える集い2023 令和5年8月26日 場所：市民センター 内容：連池薫氏講演会他 参加者：1,100人 623千円 □ふれ愛シネサロン（3回上映） 681千円 第73回 「島守の塔」上映 令和5年8月5日 参加者：127人 会場：芦屋市立図書館 第74回 「フォーリング 50年間の想い出」上映 令和5年10月14日 参加者：126人 会場：芦屋市立図書館 第75回 「破戒」上映 令和5年12月9日 参加者：240人 会場：上宮川文化センター □ポスター掲出 □横断幕掲出：5月・8月・12月 □職員人権研修（5テーマ実施） ・LGBT 受講者：47人 ・ハンセン病問題 受講者：46人 ・外国人の人権 受講者：19人 ・情報化などに伴う人権侵害 受講者：21人 ・障がいのある人の人権 受講者：20人
令和 5年度の改善内容
・ふれ愛シネサロンを芦屋市立図書館で実施した。 ・インターネットから申し込み可能な申込フォームを導入した。 ・兵庫県等関係団体と連携して、ひょうご・ヒューマンフェスティバルを市民センターで実施し、様々な啓発を行った。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 事業実施に妥当性があるか	
総合評価	法令等により市が実施しなければならない
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に基づく事業である。	
【目的妥当性評価】 前期基本計画との整合性はあるか	
総合評価	整合性はある
基本計画に基づき実施している事業であり、整合性は取れている。	
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか	
総合評価	貢献度が大きい
人権が尊重される社会がまちづくりの大前提であり、貢献度は大きい。	
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか	
総合評価	改革終了／計画どおり実行中
計画どおり、講演会、啓発映画会などを実施した。	
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか	
総合評価	類似事業があり、統合／代替が検討できる
人権啓発事業は、関係課と連携し、様々な人権課題について、より効果的な取組を行っている。	
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか	
総合評価	できる
関係課や関係団体等と連携することで、内容の改善を図り、効果的な人権教育・人権啓発を行うことができる。	
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか	
総合評価	ある程度のコスト削減余地あり
県の補助事業として実施したり、他課の事業と連携することで、コスト削減を図っている。	
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か	
総合評価	負担を求めるべき事業ではない
人権教育・人権啓発は、誰もが参加できるように負担を求めるべきでない。	

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
関係課等と連携を図り、相互に情報交換や連絡調整をしながら、あらゆる人権課題について市民への啓発や職員の意識向上を進めていく必要がある。	第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針の方向性に沿った人権教育・啓発事業を実施するとともに、第5次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針策定の準備を進める。

【総合評価】	妥当性	あり
ひょうご・ヒューマンフェスティバルを本市で開催し、講演会をはじめ、様々なイベントを通じて人権への理解を深めることができた。職員人権研修では、講義を収録したものや新しいDVDの視聴を勧めるなど、引き続き参加しやすい形式となるよう努めた。	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	人権擁護事業	事務事業番号	020403030082
担当所属	市民生活部市民室人権・男女共生課	担当課長名	竹内 浩文

【事務事業基本情報】

戸屋の将来像		人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市					
総合計画	施策分野	02	福祉健康				
	施策目標	04	4	あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる			
	基本施策	03	3	平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します			
	主な施策	03	3	市民一人一人の多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり			
課題別計画							
事業期間		昭和24年度 ～		会計種別	一般会計	事業種別	自治事務
根拠法令等		人権擁護委員法					
実施区分		直営、負担金		財源	市	施設種別	

【事業概要】

事業概要	【全体概要】 ・神戸地方務局西宮支局及び西宮人権擁護委員協議会と連携し、人権擁護・人権啓発活動を実施する。 □パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 □特設人権相談所開設 □人権教室等の人権啓発活動 □LGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談
【対象】 市民	
【意図】 人権擁護	
【大きな目的】 全ての市民の人権が尊重されるまちを実現する。	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	6,479	6,592	644	住民1人当たり（円） 70.60
事業費	千円	6,479	6,592	644	1世帯当たり（円） 153.75
特 国費	千円	0	0	0	人口 93,368
定 県費	千円	0	0	11	世帯数 42,874
財 市債	千円	0	0	0	
源 その他	千円	2	2	0	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
一般財源	千円	6,477	6,590	633	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	5,887	5,986		
活動配分	人	0.800	0.800		
正職員	人	0.800	0.800		
会計年度任用職員等	人	0.000	0.000		
うち経費	千円	0	0	0	
減価償却費	千円	0	0	0	
他部門経費	千円	0	0	0	
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					
啓発資料リニューアルのため。					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標	・性的マイノリティに対する理解を深めるための啓発やLGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談の周知等について、協定書締結自治体との連携を図る。・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入する。・法務局や人権擁護委員と連携して、人権擁護及び啓発活動の充実を図る。・関係機関と連携して、インターネット上の差別的な書き込みに対する対応を行う。
令和 5年度の実施内容	□パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付：1件（令和5年度末現在：累計7件） □パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入 □特設人権相談所の開設 24回 相談件数：9件 □人権の花運動 令和5年5月～10月 岩園幼稚園 □人権教室 令和5年10月24日 浜風小学校 48人 令和6年 2月27日 緑保育所 24人 □LGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談 24回 相談件数：68件 386千円 □講演会や啓発映画会での啓発活動 □西宮人権擁護委員協議会分担金 178千円
令和 5年度の改善内容	性的マイノリティに対する理解を深めるため、LGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談の啓発チラシ及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の啓発チラシをリニューアルし、学校園、公共施設、事業所及び医療機関等に配布し、周知を行った。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】事業実施に妥当性があるか	総合評価 法令等により市が実施しなければならぬ
人権擁護委員法に基づき、法務局、人権擁護委員と協力して市が行うべき事業である。	【目的妥当性評価】前期基本計画との整合性はあるか
総合評価 整合性はある	基本計画に基づき実施している事業であり、整合性は取れている。
【目的妥当性評価】総合戦略の推進に貢献しているか	総合評価 貢献度が大きい
人権尊重の社会は、まちづくりの大前提であり、貢献度は大きい。	【有効性評価】評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか
総合評価 改革終了／計画どおり実行中	計画どおり、職員研修の実施、啓発チラシ及び展示による周知を行った。
【有効性評価】同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか	総合評価 類似事業はない／統合はできない
法務局と連携した人権擁護委員法に基づく活動であり、統合はできない。	【効率性評価】手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価 できない	法務局と連携した事業などであることから、手段変更はできない。
【効率性評価】成果を低下させずに、コストを削減できるか	総合評価 コスト削減の余地はない
経費の大半は、LGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談や西宮人権擁護委員協議会分担金であるため、コスト削減はできない。	【効率性評価】受益者負担を求めることができる事業か
総合評価 負担を求めるべき事業ではない	人権相談をはじめ、人権擁護に関する事業は負担を求めるべき事業ではない。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
・引き続き、性的マイノリティへの理解を深めるための啓発等を行う必要がある。 ・インターネット等による人権侵害の加害者及び被害者にならないよう、リテラシー向上に取り組んでいく必要がある。	・法務局や人権擁護委員と連携し、啓発を行っていく。 ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及びLGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談の周知を行っていく。 ・インターネット等による人権侵害について、法務局や兵庫県とも連携しながら取り組んでいく。

【総合評価】	妥当性	あり
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入した。また、性的マイノリティの人権に関する制度について、ホームページや啓発チラシにより啓発に努めた。	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	隣保館事業	事務事業番号	020403030087
担当所属	市民生活部市民室上宮川文化センター	担当課長名	津賀 学

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	03	3 市民一人一人の多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり
課題別計画			
事業期間	昭和38年度 ～ 永年	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	社会福祉法、隣保館設置運営要綱、芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例		
実施区分	直営、補助	財源	市、国・県等の補助、使用料など
		施設種別	福祉施設

【事業概要】

事業概要	
【対象】 市民	【全体概要】 ☐ 教育啓発事業 ☐ 民生就労促進事業
【意図】 市民の人権意識の向上	
【大きな目的】 地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民の交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活向上の相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について	
合計	千円	27,724	27,854	6,513	住民1人当たり（円）	298.32
事業費	千円	27,724	27,854	6,513	1世帯当たり（円）	649.67
	千円	0	0	0	人 口	93,368
	千円	8,042	1,901	8,003	世帯数	42,874
	千円	0	0	0	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より	
	千円	255	345	482		
	千円	19,427	25,608	-1,972		
	一般財源	千円			特記事項・備考	
うち人件費合計	千円	22,613	22,470			
活動配分	人	4,600	4,600			
正職員	人	1,600	1,600			
会計年度任用職員等	人	3,000	3,000			
うち経費	千円	0	0			
減価償却費	千円	0	0			
他部門経費	千円	0	0			
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）						

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標
高齢者の支援のため、生活・福祉・健康などの支援と積極的な家庭訪問を実施する中で地域福祉を推進する。 自立支援としての各種相談事業を行うとともに、高齢化に対応した地域福祉を増進する。 人権、平和などの幅広い視野から、教育・啓発事業を実施し、施設の設置目的の実行を図る。
令和 5年度の実施内容
関係機関と連携し、要援護者等の支援を行った。 高齢化に伴う住民の身体と生活に変化が出てきており、地域住民や民生委員の情報など細やかなニーズの把握に努めた。 住宅入居者に社会的ハンディを持った世帯が入居しており、支援ニーズ等に対応するため、関係機関の協力を得て情報収集に努めた。
令和 5年度の改善内容
実施内容に同じ

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 事業実施に妥当性があるか	
総合評価	現段階では市による実施が妥当である
【目的妥当性評価】 前期基本計画との整合性はあるか	
総合評価	整合性はある
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか	
総合評価	貢献度が大きい
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか	
総合評価	概ね実行している
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか	
総合評価	類似事業はない／統廃合はできない
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか	
総合評価	できない
市が運営することにより、隣保館運営費補助金が交付されているため	
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか	
総合評価	ある程度のコスト削減余地あり
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か	
総合評価	適正な負担を求めている

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
低所得者、高齢者を抱える家庭、1人暮らしの高齢者の自立支援へ向けた対応。	地域の高齢化が進む中で、身体的な行動力の限界と後継者不足が予測される。個々の相談内容が複雑かつ困難な事例が増えてきたことから関係機関との連携強化に力を入れる。

【総合評価】		
地域福祉の推進、人権課題解決に向けた事業を実施していく。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	権利擁護推進事業	事務事業番号	020403030648
担当所属	こども福祉部福祉室地域福祉課	担当課長名	吉川 里香

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	03	3 市民一人一人の多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり
課題別計画	地域福祉計画、高齢者福祉計画、障害者（児）福祉計画		
事業期間	平成23年度 ～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	高齢者虐待防止法、老人福祉法、介護保険法、障害者虐待防止法、成年後見制度の利用の促進に関する法律、芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱、芦屋市権利擁護支援センター事業実施要綱 他		
実施区分	直営、委託	財源	市
		施設種別	

【事業概要】

事業概要	【全体概要】 □権利擁護支援システム推進委員会 高齢者、障がいのある人の権利を守るため、全市的な権利擁護支援システムの構築と推進を図ることを目的に設置。権利擁護支援センター機能を含めたシステムの評価や調査、研究を行う。 □芦屋市権利擁護支援センター機能の強化と充実 芦屋市権利擁護支援センターの周知と、権利擁護支援ニーズを抱えた世帯への支援を行政をはじめとする関係機関と連携しながら円滑に行う。また業務評価も行う。 □権利擁護支援者の養成と活動の場の確保 地域で権利擁護支援の担い手を増やし、成年後見制度の円滑な利用支援や高齢者、障がいのある人の虐待等を含む権利侵害への対応の体制を強化する。
【対象】 地域に暮らし権利擁護の支援ニーズを抱えている方、家族、関係者、支援者	
【意図】 権利擁護の支援ニーズを抱えた方が安心して住み慣れた地域で暮らすことができる。	
【大きな目的】 高齢者、障がいのある人の虐待その他の権利侵害の防止策、高齢者、障がいのある人の権利を守るための支援策及び権利擁護支援センターの機能を含めた地域における権利擁護支援システムの構築と推進を図る。	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	32,288	34,797	25,811	住民1人当たり（円） 372.69
事業費	千円	32,288	34,797	25,811	1世帯当たり（円） 811.61
特 定 財 源	千円	2,205	3,520	3,000	人 口 93,368
国 費	千円	2,642	3,521	3,207	世帯数 42,874
市 債	千円	0	0	0	
財 市 債	千円	112	215	296	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
源 その他	千円	27,329	27,541	19,308	
一般財源	千円	7,532	9,537		特記事項・備考
うち人件費合計	千円	1,080	1,350		
活動配分	人	0.980	1.200		
正職員	人	0.100	0.150		
会計年度任用職員等	人	0	0		
うち経費	千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0		
他部門経費	千円	0	0		
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について） 人件費増額のため					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標 権利擁護支援システムの推進と充実 中核機関としての事業推進と機能強化 成年後見制度利用促進計画に基づいた事業の実施
令和 5年度の実施内容 □NPO法人PASネットと芦屋市社会福祉協議会の共同受託による権利擁護支援センター事業の実施 ・センター長（常勤）1名、専門相談員（常勤）5名（内2名兼務） □成年後見制度利用支援事業の利用状況 ・市長申立て件数 高齢者4件 障がいのある人0件 ・申立費用助成件数 高齢者1件 障がいのある人0件 ・報酬の助成 高齢者13件 障がいのある人5件
令和 5年度の改善内容 孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブックの作成 専門職向け虐待対応研修の実施、養護者による障がい者虐待対応マニュアルの改訂 警察との連携

【事業の評価】

【目的妥当性評価】事業実施に妥当性があるか 総合評価 法令等により市が実施しなければならない 高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、成年後見制度の利用の促進に関する法律等
【目的妥当性評価】前期基本計画との整合性はあるか 総合評価 整合性はある 権利擁護支援は、施策目標4の推進のために必要な施策であり整合する。
【目的妥当性評価】総合戦略の推進に貢献しているか 総合評価 貢献度が大きい 総合戦略・基本目標2の戦略分野Ⅱ「地域における福祉の充実」の推進の基本となる施策であり、貢献している。
【有効性評価】評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか 総合評価 改革終了／計画どおり実行中 計画どおり実施している。
【有効性評価】同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか 総合評価 類似事業はない／統合はできない 事業の性質上、根拠法令と照らしても類似事業は無く統合もできない。
【効率性評価】手段変更によって費用対効果をあげることができるか 総合評価 できない 現行手段により事業実施内容の充実が図られているとこ及び事業の性質上手段の変更は困難である。
【効率性評価】成果を低下させずに、コストを削減できるか 総合評価 コスト削減の余地はない 活用可能な補助金等は活用しており、今後も事業の推進を図る必要がある事業であることから、コスト削減は困難である。
【効率性評価】受益者負担を求めることができる事業か 総合評価 負担を求めるべき事業ではない 事業の性質上負担を求める事業ではない。

【今後の対応・方向性】

今後の課題 成年後見制度を推進するための中核機関としての機能充実 介入拒否ケースへの対応に関する取組の検討 事前予防的な観点からの関係性の構築方法の検討	今後の取組・方向性 地域福祉計画、成年後見制度利用促進計画に基づいた施策の推進 中核機関としての機能充実等施策の検討 総合相談、包括的支援体制の整備に向けた権利擁護支援システムの構築 支援に携わる専門職の人材育成
---	--

【総合評価】 今後も高まる権利擁護支援ニーズに対応できるよう、支援体制の強化に向けた各種取組を推進することが必要である。	妥当性 達成度 改善余地 今後の方向	あり 達成した 改善の余地はない 拡大・充実
---	-----------------------------	---------------------------------

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	人権教育推進	事務事業番号	020403030089
担当所属	教育委員会教育部社会教育室社会教育推進課	担当課長名	渡邊 一義

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	03	3 市民一人一人の多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり
課題別計画			
事業期間	～ 永年	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		
実施区分	直営	財源	市
施設種別			

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 市民 市内学校園・保育所などの公的機関の教職員、市職員など。	□人権に関する学習機会の充実 □社会教育関係機関・団体との連携 □県・近隣市との連携 □芦屋市人権教育推進協議会の活動を支援。
【意図】 社会の変化に対応する様々な人権に関する学習活動の推進支援を行う。	
【大きな目的】 市民の人権に関する意識が高まる。 市民一人ひとりの人権の尊重により意識向上を図る。	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	7,182	6,778	1,242	住民1人当たり（円） 72.59
事業費	千円	7,182	6,778	1,242	1世帯当たり（円） 158.09
特 国費	千円	0	0	0	人口 93,368
定 県費	千円	0	0	26	世帯数 42,874
財 市債	千円	0	0	0	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
源 その他	千円	0	0	0	
一般財源	千円	7,182	6,778	1,216	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	5,788	5,556		
活動配分	人	1,200	1,125		
正職員	人	0,200	0,225		
会計年度任用職員等	人	1,000	0,900		
うち経費	千円	0	0		
減価償却費	千円	0	0		
他部門経費	千円	0	0		
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標
□芦屋市人権教育推進協議会の活動がより円滑に、かつ充実するよう支援する。
令和 5年度の実施内容
□芦屋市人権教育推進協議会への補助金交付 1,119千円 □学校、幼稚園、保育所等への啓発冊子の配布 □二十歳のついででの啓発グッズの配布 □人権教育啓発用DVDの購入 □芦屋市人権教育推進協議会が実施する講演会・研修会の支援
令和 5年度の改善内容

【事業の評価】

【目的妥当性評価】事業実施に妥当性があるか	
総合評価	現段階では市による実施が妥当である
社会教育としても人権教育の推進は必要である。	
【目的妥当性評価】前期基本計画との整合性はあるか	
総合評価	整合性はある
「お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている」の基調を醸成する。	
【目的妥当性評価】総合戦略の推進に貢献しているか	
総合評価	貢献度が大きい
人権意識の向上により、安全・安心で充実した教育環境に寄与する。	
【有効性評価】評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか	
総合評価	概ね実行している
基本計画に沿った人権教育・啓発活動を行い、芦屋市人権教育推進協議会の活動を支援している。	
【有効性評価】同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか	
総合評価	類似事業があり、統合／代替が検討できる
他部署（主に人権・男女共生課）で行っている人権に関する事業との整理や統合が検討できる。	
【効率性評価】手段変更によって費用対効果をあげることができるか	
総合評価	できる
活動内容と実施事業を広く周知することにより、芦屋市人権教育推進協議会の活動効果を高められる可能性がある。	
【効率性評価】成果を低下させずに、コストを削減できるか	
総合評価	コスト削減の余地はない
人権教育・啓発活動に必要な経費であると認識しており、削減は難しいと考える。	
【効率性評価】受益者負担を求めることができる事業か	
総合評価	負担を求めるべき事業ではない

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
□芦屋市人権教育推進協議会のPTA部会の復活に向けて働きかける。 □芦屋市人権教育推進協議会との協力及び人権推進課との連携を図りながら事業を進める。	

【総合評価】	妥当性	あり
県・阪神地区・芦屋市人権教育推進協議会への支援や人権・男女共生課との連携による人権教育の推進は適切に行われている。	達成度	達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	平和施策	事務事業番号	020403040092
担当所属	市民生活部市民室人権・男女共生課	担当課長名	竹内 浩文

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	04	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	基本施策	03	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
	主な施策	04	4 平和な世界の実現に向けた施策の実施
課題別計画			
事業期間	～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等			
実施区分	直営	財源	市
		施設種別	

【事業概要】

事業概要	
【対象】 市民	【全体概要】 ・「みんなで考えよう平和と人権」事業や「平和首長会議」の提唱する事業を中心に非核・平和意識の高揚を図るための具体的取組を推進する。
【意図】 市民が平和の大切さを再認識し、非核・平和の意識を高めるように啓発する。	
【大きな目的】 平和施策への取り組みと啓発により、市民の非核・平和への意識を高める。	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について	
合計	千円	5,987	6,055	183	住民1人当たり（円）	64.85
事業費	千円	5,987	6,055	183	1世帯当たり（円）	141.23
国費	千円	0	0	0	人 口	93,368
定 県費	千円	0	0	0	世帯数	42,874
財 市債	千円	0	0	0	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より	
源 その他	千円	0	0	0		
一般財源	千円	5,987	6,055	183	特記事項・備考	
うち人件費合計	千円	5,887	5,986			
活動配分	人	0.800	0.800			
正職員	人	0.800	0.800			
会計年度任用職員等	人	0.000	0.000			
うち経費	千円	0	0			
減価償却費	千円	0	0			
他部門経費	千円	0	0			
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）						
人件費増額のため。						

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標
・教育委員会や関係団体と連携し、「たゆまぬ平和への歩み」展を実施することで多くの市民の平和意識の向上を図る。・平和首長会議の「持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン」に基づいた取組を行っていく。・平和記録集・戦争体験記録集を活用し、教育委員会等と連携して戦争を知らない世代や若者に戦争の悲惨さや平和の大切さを継承していく。
令和 5年度の実施内容
□「たゆまぬ平和への歩み」展 令和5年5月・8月・10月 □みんなで考えよう平和と人権 期間：令和5年7月1日～8月31日 市民センター、上宮川文化センター、芦屋市立図書館等 内容：平和ボスター展 29千円 啓発映画会など □平和記録集の増刷 38千円 □平和行進受入 □原爆死没者慰霊に係る半旗の掲揚、黙とうの実施 □「非核平和宣言都市・芦屋」横断幕掲出による啓発 □核兵器禁止条約の早期締結を求める署名 233筆 □第11回平和首長会議国内加盟都市会議総会 □平和首長会議メンバーシップ納付金 2千円
令和 5年度の改善内容
・教育委員会と連携し、中学生の平和への取り組みについて、広報あしや平和特集への掲載及びたゆまぬ平和への歩み展での展示を行った。 ・戦争体験者のインタビューを広報あしや平和特集に掲載し、平和意識の醸成を図った。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】	事業実施に妥当性があるか
総合評価	現段階では市による実施が妥当である
施策目標を実現するために、意識啓発は欠かせない事業であり、市が主体的に実施すべきものである。	
【目的妥当性評価】	前期基本計画との整合性はあるか
総合評価	整合性はある
基本計画に基づき実施している事業であり、整合性は取れている。	
【目的妥当性評価】	総合戦略の推進に貢献しているか
総合評価	貢献度が大きい
「平和」であることは、まちづくりの大前提であり、意識啓発は欠かせない事業であるため、貢献度は大きい。	
【有効性評価】	評価結果や計画立案された改革案を着実に遂行しているか
総合評価	改革終了／計画どおり実行中
平和事業について、関係課や関係団体と協議・調整・連携・協力して効果的に実施している。	
【有効性評価】	同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか
総合評価	類似事業はない／統合はできない
関係課の事業内容と重複しないよう調整・連携し、多様な事業で意識啓発を行っている。	
【効率性評価】	手段変更によって費用対効果をあげることができるか
総合評価	できる
常に効果的な事業を検討している。	
【効率性評価】	成果を低下させずに、コストを削減できるか
総合評価	コスト削減の余地はない
すでにコスト削減を図っており、これ以上のコスト削減はできない。	
【効率性評価】	受益者負担を求めることができる事業か
総合評価	負担を求めるべき事業ではない
すべての市民に平和意識を浸透させるため、市民誰もが参加できるよう受益者負担を求めるべきではない。	

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
戦争体験者が減少していく中で、戦争を知らない世代に、あらゆる機会を通して戦争の悲惨さや平和の大切さについて継承していく必要がある。	平和教育・啓発において、教育委員会や関係機関と連携し、幅広い世代に平和について考える機会を作っていく。

【総合評価】		
平和首長会議国内加盟都市会議総会へ出席したり、中学生の平和への取り組みを広報あしやへ掲載したり、平和首長会議主催の平和に関する絵画コンテストの作品を展示したりなど、内容を工夫しながら、市民の平和意識の醸成に努めた。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

施策目標	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
基本施策	3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します

【主な施策】3 市民一人一人の多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり

事務事業番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和5年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和4年度決算	令和5年度決算	令和5年度目標	実施内容
020403030086	上宮川文化センター管理運営	市民生活部市民室上宮川文化センター	市民	市民の人権意識の向上と開かれたコミュニティセンターとしての住民の交流の場の提供	人権啓発の推進、開かれたコミュニティセンターとしての住民交流の場の提供、センター施設・設備等の良好な維持管理	44,684	49,605	備品の経年劣化による更新 来館者数の向上	備品等が安全に利用できるか点検を行った。 開かれたコミュニティセンターとして、住民交流の場の提供を行った。
020403030088	上宮川文化センター施設補修事業	市民生活部市民室上宮川文化センター	市民	センター利用者が安全、安心、快適に施設・設備（空調など）を利用できること。施設・設備の耐久性が維持されること。	センター利用者が安全、安心、快適に施設・設備（空調など）を利用できること。施設・設備の耐久性が維持されること。	2,467	2,966	センター利用者が安全、安心、快適に施設・設備を利用できること	空調点検用通路（階段）設置、エントランス点字ブロック塗装を実施

施策目標	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
基本施策	その他

【主な施策】その他事務事業（法定受託、経常業務など）

事務事業 番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和５年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和４年度 決算	令和５年度 決算	令和５年度目標	実施内容
020404050226	無年金外国籍高齢者等福祉給付金支給事業	市民生活部市民室市民課	無年金外国籍高齢者等	年金制度の有する被保険者の資格等の理由により、老齢基礎年金等を受けることができない高齢者の福祉の増進。	無年金外国籍高齢者の生活支援と福祉の増進	767	449	無年金外国籍高齢者等福祉給付金の支給を継続実施する。	無年金外国籍高齢者等福祉給付金の支給
020404050560	国民年金事業	市民生活部市民室市民課	国民年金加入者（第一号被保険者のみ）	国民年金加入者の生活保障	国民の生活保障	25,371	31,544	専門性を必要とする業務について、引き続き業務委託により実施する。	□国民年金関係届書の受付 資格取得、種別変更、資格喪失、付加保険料、法定免除、基礎年金番号通知書再交付、産前産後免除、住所変更、氏名変更等 □国民年金保険料免除・納付猶予等申請書の受付 申請免除、学生納付特例、納付猶予、各免除取消、免除期間追納 □裁定請求の受付 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金、特別一時金、老齢福祉年金及び特別障害給付金 □年金相談業務 等
020404054019	社会福祉法人・施設指導監査等事業	こども福祉部福祉室監査指導課	芦屋市が所轄庁である社会福祉法人並びに市が指定権限をもつ居宅介護支援事業者、地域密着型サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）サービス事業者等及び福祉サービス利用者	市が所轄庁である社会福祉法人に対する認可、定款変更審査及び指導監査並びに市が指定権限をもつ居宅介護支援事業者、地域密着型サービス事業者及び総合事業サービス事業者等への指定・指導監査を実施し、適切な法人・施設運営を推進する。	市が所轄庁である社会福祉法人並びに市が指定権限をもつ居宅介護支援事業者、地域密着型サービス事業者及び総合事業サービス事業者等の適切な運営を確保することにより、市民福祉の向上を目指す。	21,593	25,892	社会福祉法人認可等、介護保険サービス事業者指定等及び指導監査を実施し、適切な法人・施設運営を推進する。	□社会福祉法人認可等事務及び指導監査 ・定款変更認可・届出等 10件 ・指導監査 書面監査 8件、実地監査 2件 □介護保険サービス事業者指定等事務 ・指定 17件、更新 33件、変更 237件、廃止/休止 26件 □介護保険サービス事業所指導監査 ・運営指導 27事業所 ・監 査 5事業所 ・集団指導 63事業所
020404054025	戦争犠牲者等援護事業	こども福祉部福祉室地域福祉課	戦争犠牲者等遺族並びに市内の原爆被害者	戦没者追悼式開催に係る補助、慰霊碑への供花奉獻並びに原爆被害者に対する栄養補給物資の支給を行う。	戦没者の御霊に対する慰霊と感謝の誠をささげ、永遠の平和と郷土の繁栄を祈念してその実現に寄与する。	2,515	2,206	□第１１回戦没者特別弔慰金事務の円滑な実施 □戦争犠牲者の慰霊碑への供花及び原爆被害者に対する栄養補給物資の支給	□戦争犠牲者の慰霊碑への供花料 ７２千円 □原爆被害者に対する栄養補給物資の支給 ６６千円（４５件分） □兵庫県遺徳顕彰会分担金 ５６千円
020404050138	友愛基金等関係事業	こども福祉部福祉室地域福祉課	市民及び社会福祉関係団体等	社会福祉の増進	福祉施策の展開	10,112	12,568	友愛基金、ボランティア基金、長寿社会福祉基金及び西田房子福祉基金の管理及び関連事業の実施	□各基金への積立て ・友愛基金積立金 ４,８８４千円 ・ボランティア基金積立金 １,２０９千円 ・長寿社会福祉基金積立金 ４,４６３千円 □基金の活用 ・友愛基金：５,４０３千円（社会福祉施設建設借入金利子補助等） ・ボランティア基金：１,７０２千円（ボランティアグループ活動助成金） ・長寿社会福祉基金：１,５７３千円（合理的配慮提供支援助成事業等）

施策目標	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
基本施策	その他

【主な施策】その他事務事業（法定受託、経常業務など）

事務事業 番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和5年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和4年度 決算	令和5年度 決算	令和5年度目標	実施内容
020404054062	社会福祉事業	こども福祉部福祉室地域福祉課	市民、福祉関係団体、社会福祉法人、災害を受けた市民等	□社会福祉事業の実施□福祉関係団体及び社会福祉法人の活動支援□市内において発生した災害により被災した市民または遺族へ見舞金等を支給し慰労する	□社会福祉事業の推進□社会福祉団体の活動の充実□災害にあった市民等の慰労	1,017,930	1,301,535	□“社会を明るくする運動”等社会福祉事業の促進 □社会福祉団体への補助等の適切な実施、福祉活動者への後方支援 □住民税非課税世帯等に対する給付金の円滑な支給	□社会を明るくする運動関連事業の実施：266千円（市民の集い、講演会、学習会等） □災害見舞金の支給：70千円（全損1件、死亡1件、中等症1件） □社会福祉施設設置借入金利子補助金 5,027千円 □福祉団体補助金 406千円 （芦屋市戦没者遺族会 200千円、芦屋市原爆被害者の会 30千円、芦屋市保護司会 176千円） □阪神福祉事業団分担金 7,580千円 □電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金関係経費 給付金：329,100千円 事務費：18,058千円 □電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）関係経費 給付金：728,770千円 事務費：12,541千円 □物価高騰重点支援給付金関係経費 給付金：180,570千円 事務費：658千円
020404050397	バリアフリー化推進事業助成	こども福祉部福祉室地域福祉課	高齢者、障がいのある人、妊産婦等	高齢者、障がいのある人、妊産婦等を含むすべての人々が、いつまでもいきいきと生活し、能力を発揮して活動できる安心・安全で快適な、あたたかい福祉のまちづくりを推進する。	兵庫県定める「福祉のまちづくり基本方針」に沿って、ノンステップバスの導入、ゆずりあい駐車場の登録・利用促進、ヘルプマークの普及などを図る。	1,792	1,840	□ノンステップバスへの補助 □兵庫ゆずりあい駐車場利用証やヘルプマーク・ヘルプカードの交付	□ノンステップバス導入の補助申請がなかったため、補助は未実施 □市ホームページのバリアフリー情報の更新 □兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付 □ヘルプマーク・ヘルプカードの交付 □市ホームページによるバリアフリー情報の発信
020404050151	福祉センター管理運営事業	こども福祉部福祉室地域福祉課（福祉センター）	高齢者、障がいのある人等市民	福祉サービス提供基盤の充実	福祉サービスの充実	242,378	250,783	実施事業の検証及び充実 保健福祉センター設備の計画的な保全	芦屋市保健福祉センターの維持管理・事業の実施 保健福祉センター 延べ利用者数（R5.4.1～R6.3.31）114,643人 [維持管理費 205,132千円] 保健福祉センター借上料95,971千円、電気使用料16,777千円、ガス使用料4,967千円、水道使用料2,335千円、清掃等維持管理費41,877千円、総合受付業務委託9,716千円、警備業務委託7,086千円、駐車場整理業務委託4,792千円、水浴訓練室管理業務委託16,112千円、施設修繕補修工事等1,516千円、その他経費3,983千円 [一般事務費等 21,936千円]
020404050592	中国残留邦人等支援事業	こども福祉部福祉室生活援護課	中国残留邦人等のうち、世帯の収入が一定の基準に満たない世帯	中国残留邦人等の最低生活の保障のため、世帯の収入が一定の基準に満たない世帯に対して、生活保護に準じた支援給付金の支給を行う	中国残留邦人等の日本での生活の安定を実現すること	3,625	3,354	中国残留邦人等のうち世帯の収入が一定の基準に満たない世帯に対し、生活保護に準じた支援給付金を適正に支給する。	■対象者 1世帯（2名） ■支援給付金 1,708,768円 【内訳】 ■生活支援給付金 1,257,568円 ■住宅支援給付金 451,200円

施策目標	4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
基本施策	その他

【主な施策】その他事務事業（法定受託、経常業務など）

事務事業番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和5年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和4年度決算	令和5年度決算	令和5年度目標	実施内容
020404050231	災害援護資金償還事務	こども福祉部福祉室生活援護課	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項に掲げる被害を受けた市民の世帯主等	阪神・淡路大震災により、家屋等に被害を蒙った者の生活の立て直しに資するため、当初は10年償還を目的に援護資金（国費2/3、県費1/3）を貸し付け、平成18年度で償還事業を終了する予定であったが、法改正のため5年間、平成23年度に3年間、平成26年度に3年間延長が決定し、平成29年度に再度履行延長申請を行い、令和2年度からさらに令和4年度末まで履行延長となった。そして令和5年2月27日市議会議決により、全借受入の未償還額につき各市債権放棄後、県議会の債権放棄議決を受け未償還額のうち県費1/3を減じた額で一括償還。	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項に掲げる被害を受けた市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資することにより生活再建を図る。	60,521	856	令和4年度までの事業の残務整理を実施する。	災害援護資金償還システムの保守委託、データの保存・整理等残務処理
020404050233	災害弔慰金支給及びり災証明書発行事務	こども福祉部福祉室生活援護課	阪神・淡路大震災及びその他の大災害や自然災害の被災者	■災害弔慰金 政令で定める災害により死亡した市民の遺族に弔慰金を支給する。■被災者支援対策 被災者生活再建支援法等の対象になった世帯への支援。■り災証明書 自然災害で被害を受けた者に対して、各種の手続きに添付する証明として発行している。	■災害弔慰金 災害の犠牲者を弔い、その遺族を慰めるため支給する。■被災者支援対策 自然災害で住居に被害を受けた世帯への生活再建資金の給付。■り災証明書 被災者が各種の支援を申請する際に、被災の程度を証明する。	1,262	449	自然災害時等に弔慰金やり災証明の対象者がした場合、迅速に対応する。	■災害弔慰金 該当者がいなかったため、実績なし ■県・市扶助・補助制度（H31年度台風21号被害関係） 被災者生活復興資金貸付金利子補給制度 利子補助 301円 ■り災証明書の発行 阪神・淡路大震災に係るもの 5件 台風等自然災害に係るもの 2件

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	生きがい・社会参加等在宅支援事業	事務事業番号	020501011042
担当所属	こども福祉部福祉室高齢介護課	担当課長名	久保田 あずさ

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02	福祉健康
	施策目標	05	5 健康になるまちづくりが進んでいる
	基本施策	01	1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます
	主な施策	01	1 高齢者が健康で、社会と関わり、楽しみ、活躍できる場の整備
課題別計画	芦屋すこやか長寿プラン2 1		
事業期間	～	会計種別	一般会計
事業種別	自治事務		
根拠法令等			
実施区分	直営、委託、補助	財源	市、国・県等の補助、使用料など
施設種別	福祉施設		

【事業概要】

事業概要	【全体概要】
【対象】 市内在住のおおむね60歳以上の高齢者	☐ 高齢者社会参加促進事業 ☐ 老人クラブの活動支援 ☐ 要配慮者への対応強化 ☐ 生きがい活動支援通所事業 ☐ ゆうゆう倶楽部利用事業 ☐ 生きがい行事・敬老祝金事業 ☐ 高齢者福祉月間に関する事業 ☐ 高齢者バス運賃助成事業 ☐ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業 ☐ 要援護高齢者外出支援サービス事業 ☐ 生活支援事業 ・理美容・寝具乾燥サービス事業 ・住宅改造事業 ・日常生活用具給付事業 ☐ シルバー人材センターの充実支援
【意図】 在宅の高齢者が生きがいを持って積極的に社会参加できる自己実現の機会を創出する。 在宅の支援を必要とする高齢者が、介護保険以外のサービスを利用することによって生活の質を高める。	
【大きな目的】 活力ある超高齢社会の実現	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	173, 673	176, 849	173, 145	住民1人当たり（円）1, 894. 11
事業費	千円	173, 673	176, 849	173, 145	1世帯当たり（円）4, 124. 85
特 国費	千円	582	0	0	人口93, 368
定 県費	千円	8, 032	5, 684	8, 552	世帯数42, 874
財 市債	千円	0	0	0	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
源 その他	千円	5, 782	3, 381	7, 106	
一般財源	千円	159, 277	167, 784	157, 487	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	13, 206	13, 318		
活動配分	人	1, 960	1, 950		
正職員	人	1, 560	1, 550		
会計年度任用職員等	人	0, 400	0, 400		
うち経費	千円	2, 763	2, 763		
減価償却費	千円	2, 763	2, 763		
他部門経費	千円	0	0		
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					
高齢者バス運賃助成事業について、みなと観光バス路線を新たに対象に加えた。					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標
住民が身近な地域で主体となる居場所づくり、社会参加ができる仕組みづくりを強化する。
令和 5年度の実施内容
老人クラブ活動の支援 4 2団体・会員数2、4 3 2人 Y O倶楽部活動、ゆうゆう倶楽部利用の支援 高齢者のつどい 敬老会 高齢者スポーツ大会（雨天のため中止） 高齢者バス運賃助成の実施（対象路線の追加） 生活支援事業 ・理美容サービス事業 5 1回 ・寝具乾燥サービス 9回 ・日常生活用具給付事業 8 8件
令和 5年度の改善内容
高齢者バス運賃助成事業について、みなと観光バス路線を新たに対象に加えた。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】事業実施に妥当性があるか	
総合評価	現段階では市による実施が妥当である
老人クラブ等、高齢者の活動支援や在宅支援事業等は市が実施すべきである。	
【目的妥当性評価】前期基本計画との整合性はあるか	
総合評価	整合性はある
高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせる施策を推進するためには、生きがいや社会参加の充実が大切である。	
【目的妥当性評価】総合戦略の推進に貢献しているか	
総合評価	貢献度が大きい
生きがい・社会参加事業の実施により、高齢者の生きがいと社会参加の充実が大切である。	
【有効性評価】評価結果や計画立案された改革案を着実に実行しているか	
総合評価	概ね実行している
バス事業等について社会参加だけでなく、持続可能性や公平性について検討している。	
【有効性評価】同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか	
総合評価	類似事業はない／統廃合はできない
現段階ではないが、今後も引き続き事業の統合等について検討していく	
【効率性評価】手段変更によって費用対効果をあげることができるか	
総合評価	できる
地域住民や団体等の力で事業を実施することも可能	
【効率性評価】成果を低下させずに、コストを削減できるか	
総合評価	ある程度のコスト削減余地あり
民間サービスや住民の主体的な運営に委ねることができれば削減が可能	
【効率性評価】受益者負担を求めることができる事業か	
総合評価	適正な負担を求めている
受益者にも相応の負担を求めている	

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
各事業、各団体等の参加者を増やすための更なる取り組みが必要	進展する高齢化に対して、新たに策定する第1 0次芦屋すこやか長寿プラン2 1に基づき、必要な施策を実施する。

【総合評価】		
第9次芦屋すこやか長寿プラン2 1に基づき必要な支援・施策を実施し、第1 0次芦屋すこやか長寿プラン2 1を策定した。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	国民健康保険事業	事務事業番号	020501020112
担当所属	市民生活部市民室保険課	担当課長名	高橋 和稔

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02 福祉健康	
	施策目標	05 5 健康になるまちづくりが進んでいる	
	基本施策	01 1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます	
	主な施策	02 2 多様な主体との連携による気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築	
課題別計画			
事業期間	昭和34年度 ～	会計種別	特別会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	国民健康保険法、芦屋市国民健康保険条例、高齢者の医療の確保に関する法律		
実施区分	直営	財源	市、国・県等の補助、使用料など
		施設種別	

【事業概要】

事業概要	
【対象】 自営業等で他の健康保険に加入していない者	【全体概要】 □保険給付費 ○療養費等（医療費等）の支払業務 ○医療費のチェック
【意図】 保険料の賦課・徴収を行い、加入者が疾病等で保険を利用するときにその必要な費用を負担する。	□保険事業費納付金
【大きな目的】 国民（市民）の健康維持（保健の向上）	□保健事業（特定健診含む） ○特定健診・特定保健指導 ○人間ドック助成 ○医療費通知 ○医療費適正化対策
	□その他 ○事務費（人件費等） ○過年度還付金等

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について		
合 計	千円	9,898,460	9,623,219	9,168,377	住民1人当たり（円）	103,067.64	
事業費	千円	9,898,460	9,623,219	9,168,377	1世帯当たり（円）	224,453.49	
	国費	千円	185	66	人口	93,368	
	特定県費	千円	6,622,972	6,390,805	6,246,674	世帯数	42,874
	財市債	千円	0	0	0	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より	
	源その他	千円	2,326,736	2,184,771	2,040,997	特記事項・備考	
	一般財源	千円	948,567	1,047,577	880,640		
	うち人件費合計	千円	147,122	142,214			
活動配分	人	25.990	24.815				
正職員	人	15.390	14.065				
会計年度任用職員等	人	10.600	10.750				
うち経費	千円	0	0	0			
減価償却費	千円	0	0	0			
他部門経費	千円	0	0	0			
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）							
被保険者数の減少に伴う保険給付費及び事業費納付金の減少によるもの							

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標
保険料の適正賦課及び収納率の向上に努め、事業を円滑に運営する。適正な資格管理・保険給付の実施に努める。第2期データヘルス計画に基づき、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率向上を図る。市ホームページ等にて各種保健事業の周知を行う。医療機関との連携のもと、生活習慣病の重症化予防の取組を促進する。
令和 5年度の実施内容
保険料の減免制度及び傷病手当金制度については引き続き実施するとともに、保険料の徴収にあたっては、早めの納付相談を促すことに重点を置いて取り組んだ。 特定健康診査の受診率向上のため、こども家庭・保健センター実施の「健康ポイント事業」とタイアップするとともに、実施医療機関でのポスター掲示、レディースデーの継続、各種広報活動を行った。また、ナッジ理論やAI分析等を活用し、未受診者ごとに効果的なメッセージを付した受診勧奨通知を発送し、新たに、電話による受診勧奨も行った。 医療費の適正化として、レセプトのコンピューター点検を引き続き実施し、ジェネリック医薬品の使用促進通知の送付、啓発用品の配布、適正服薬を促す通知を送付した。（ジェネリック医薬品の利用促進通知：6月1、656通、9月1、662通、12月595通） 特定保健指導実施率向上の取組として、結果相談会や血管年齢測定会、集団健診当日の保健指導等を実施した。 未治療者支援として、対象者のリスクの状況に合わせた通知を発送することにより、医療機関への受診勧奨を行った。
令和 5年度の改善内容
受診勧奨事業について、県事業への参画にて事業実施（委託料削減、電話勧奨実施）

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 事業実施に妥当性があるか	
総合評価	法令等により市が実施しなければならない 去令等により実施が義務付けられている。
【目的妥当性評価】 前期基本計画との整合性はあるか	
総合評価	整合性はある 安定的かつ持続可能な保険制度のため、特定健康審査の普及啓発や医療費適正化に取り組んでいる。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか	
総合評価	該当なし 該当なし
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を着実に実行しているか	
総合評価	概ね実行している 特定健康診査に関して、実施計画に掲げる目標受診率を達成できなかった
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか	
総合評価	類似事業はない／統廃合はできない 去令等により実施が義務付けられているため。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか	
総合評価	できる 保健指導の対象者の選定基準や実施方法を工夫することで、医療費の抑制が図られる。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか	
総合評価	ある程度のコスト削減余地あり 医療費抑制のためにレセプトデータを活用した保健指導やジェネリック医薬品の使用促進の実施方法に改善する余地がある。
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か	
総合評価	適正な負担を求めている 去令等に定められた保険料、医療費の自己負担を求めている。

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
保険料水準の統一に向けての取組みとして、令和6年度より応能応益割合を見直し、その割合で保険料率を算定するが、事業費納付金等の状況や基金の活用を踏まえ、保険料が急激に増加しないよう慎重に決定していく。保険者努力支援制度の新たな指標を踏まえ、対応した保健事業の検討を行う。	保険者努力支援制度の指標や運営方針を踏まえ、保険料の適正賦課、徴収、保健事業の推進に努める。

【総合評価】		
特定健診については、集団健診場所として新たに潮芦屋交流センターでも健診を実施し、特定健診のデータを分析した受診勧奨においては、新たに電話でも勧奨も実施するなど、特定健診の受診率の向上に向けて様々な取組ができた。	妥当性	義務的事业
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	現状維持

令和 6年度 事務事業評価票 （ 令和 5年度 決算評価 ）

事務事業名	健康増進法に関する事業	事務事業番号	020501020122
担当所属	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター(保健)	担当課長名	辻 彩

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02 福祉健康	
	施策目標	05 5 健康になるまちづくりが進んでいる	
	基本施策	01 1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます	
	主な施策	02 2 多様な主体との連携による気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築	
課題別計画			
事業期間	～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例、芦屋市歯科センターの管理に関する条例		
実施区分	直営、委託	財源	市、国・県等の補助、使用料など
		施設種別	その他

【事業概要】

事業概要	
【対象】 市民	【全体概要】 □健康チェック □事業所健康診査 □健康増進・食育推進計画 □健康教育・相談 □歯周病予防健診・教育 □健康大学 □骨粗しょう症検診 □ヘルスアップ事業 □各種がん検診（胃・肺・大腸・前立腺・乳・子宮・肝） □肝炎ウイルス検診 □こころの健康対策 □がん患者アピアランスサポート事業 □特定健康診査・特定保健指導（保険課で予算措置） □40歳・50歳・60歳の歯科健診（節目健診） □障がい者歯科診療 □検診用機器等の整備 □こども家庭・保健センター、歯科センターの管理運営 □健康管理システムの運用 □web予約システムの運用
【意図】 市民の健康保持と適切な医療への指導	
【大きな目的】 病気の早期発見と早期治療。健康寿命延伸へ向けた健康の維持、増進。	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について		
合計	千円	289,978	311,748	276,310	住民1人当たり（円）	3,338.92	
事業費	千円	289,978	311,748	276,310	1世帯当たり（円）	7,271.26	
	国費	千円	2,351	0	837	人 口	93,368
	特定県費	千円	5,064	4,389	5,600	世帯数	42,874
	財市債	千円	0	0	0	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より	
	源その他	千円	47,845	51,321	57,664		
	一般財源	千円	234,718	256,038	212,209		
	うち人件費合計	千円	45,991	47,914		特記事項・備考	
	活動配分	人	8,790	8,350			
	正職員	人	3,280	4,150			
	会計年度任用職員等	人	5,510	4,200			
うち経費	千円	0	0	0			
減価償却費	千円	0	0	0			
他部門経費	千円	0	0	0			
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）							
医療機器システム更新、健康管理システム標準化等に伴う増額							

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標	胃がん検診（胃内視鏡検査）の実施、第4次健康増進・食育推進計画策定
令和 5年度の実施内容	□健康チェック □事業所健康診査 □健康づくりプランあしや（第4次芦屋市母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画） □健康教育・相談 □歯周病予防健診・教育 □健康大学 □骨粗しょう症検診 □各種がん検診（胃・肺・大腸・前立腺・乳・子宮・肝） □肝炎ウイルス検診 □こころの健康対策 □ピロリ菌検査 □後期高齢者医療健康診査 □高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業 □ヘルスアップ事業（健康ポイント） □石綿健康管理支援事業 □がん患者アピアランスサポート事業 □特定健康診査・特定保健指導（保険課で予算措置） □40歳・50歳・60歳の歯科健診（節目健診） □障がい者歯科診療 □検診用機器等の整備 □こども家庭・保健センター、歯科センターの管理運営 □健康管理システムの運用 □web予約システムの運用 □胃がん検診（胃内視鏡検査）受診者73人、実施医療機関12医療機関 □健康づくりプランあしや（第4次芦屋市母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）を令和6年3月に策定し、全76項目（再掲9項目含む）の数値目標を設定。□骨髄等移植ドナー支援事業0件
令和 5年度の改善内容	胃がん検診において胃内視鏡検査を令和5年10月より導入し、受診行動の促進に寄与し、市民の健康寿命延伸を目指す。健康づくりプランあしや（第4次芦屋市母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）を策定し、健康づくりの目標を設定した。（計画期間：令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度））

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 事業実施に妥当性があるか	
総合評価	法令等により市が実施しなければならぬ
健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施しているため、市が実施しなければならない。	
【目的妥当性評価】 前期基本計画との整合性はあるか	
総合評価	整合性はある
施策目標5－1と整合している。	
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか	
総合評価	貢献度が大きい
基本目標2に貢献している。	
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を着実に実行しているか	
総合評価	改革終了／計画どおり実行中
第3次芦屋市健康増進・食育推進計画に基づき取り組んでいる。	
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか	
総合評価	類似事業はない／統合はできない
法令等に基づき実施しており、類似事業はない。	
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか	
総合評価	できる
包括連携協定先等の多様な主体と連携を図り、事業の周知方法を工夫することで費用対効果があがる可能性あり。	
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか	
総合評価	コスト削減の余地はない
後期高齢者医療健康診査については、高齢者人口の増加に伴う対象者の増加によりコスト削減はかなり困難である。	
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か	
総合評価	適正な負担を求めている

【今後の対応・方向性】

今後の課題	今後の取組・方向性
・健康づくりプランあしやに基づく、健康づくり施策の効果的な実施。	庁内関係各課や包括連携協定先等との連携強化を図り、健康づくりプランあしやの推進を図る。

総合評価		
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた各種健（検）診の受診控えの影響がまだ持続しており、受診率の回復していない健（検）診もあるが、胃がん検診（胃内視鏡検査）の導入等により新たな受診機会の拡大を図ることができた。また、健康づくりプランあしやの策定を行い、今後6年間の健康づくり施策の柱と基本目標を設定することができた。	妥当性	あり
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	拡大・充実

令和 6年度 事務事業評価票（令和 5年度 決算評価）

事務事業名	予防接種事業	事務事業番号	020501030117
担当所属	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター(保健)	担当課長名	小林 明子

【事務事業基本情報】

芦屋の将来像	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市		
総合計画	施策分野	02 福祉健康	
	施策目標	05 5 健康になるまちづくりが進んでいる	
	基本施策	01 1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます	
	主な施策	03 3 新たな感染症の拡大防止	
課題別計画	健康増進・食育推進計画		
事業期間	～	会計種別	一般会計
		事業種別	自治事務
根拠法令等	予防接種法、感染症法、芦屋市法定外予防接種実施要綱、芦屋市予防接種運営委員会設置要綱、芦屋市附属機関の設置に関する条例		
実施区分	直営、委託	財源	市、国・県等の補助
		施設種別	その他

【事業概要】

事業概要	
【対象】 市民のうち接種対象者	【全体概要】 □個別接種（市内の予防接種受託医療機関に委託） 日本脳炎、5種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ）、2種混合（ジフテリア・破傷風）、MR混合、BCG、小児肺炎球菌、子宮頸がん予防（キャッチアップ接種含む）、水痘、B型肝炎、ロタウイルス □高齢者インフルエンザ予防接種 □高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 □風しん第5期(追加的対策) □成人の風しん予防接種費用一部助成 □健康被害を受けたものの医療費及び医療手当の支給 □健康被害調査委員会の設置 □骨髄移植等による定期予防接種ワクチン再接種事業費用の一部を助成する事業 □新型コロナワクチン予防接種
【意図】 市民に対する感染症の予防を図るため各種予防接種を実施する。	
【大きな目的】 感染症の予防とまん延の予防。市が実施した予防接種により健康被害を受けた者への補償。	

【事務事業の経費】

年 度	単 位	令和 4年度 決算	令和 5年度 決算	令和 6年度 予算	令和 5年度決算について
合計	千円	821,897	555,197	402,039	住民1人当たり（円）5,946.33
事業費	千円	821,897	555,197	402,039	1世帯当たり（円）12,949.50
特 国費	千円	817,815	205,123	3,983	人口 93,368
定 県費	千円	2,541	0	466	世帯数 42,874
財 市債	千円	0	0	0	
源 その他	千円	5,795	4,657	5,500	住民基本台帳法に基づく令和 5年4月1日現在の推計人口より
一般財源	千円	-4,254	345,417	392,090	特記事項・備考
うち人件費合計	千円	103,365	80,617		
活動配分	人	17,180	13,450		
正職員	人	11,480	8,370		
会計年度任用職員等	人	5,700	5,080		
うち経費	千円	0	0	0	
減価償却費	千円	0	0	0	
他部門経費	千円	0	0	0	
事業費の増減理由（令和 4年度から令和 5年度の変化について）					
新型コロナワクチン接種事業の縮小による					

【令和 5年度の実施内容】

令和 5年度目標 新型コロナワクチン接種を安全に実施する。
令和 5年度の実施内容 □個別接種（市内の予防接種受託医療機関に委託） 日本脳炎、4種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）、2種混合（ジフテリア・破傷風）、MR混合、BCG、ヒブ、小児肺炎球菌、子宮頸がん予防（キャッチアップ接種含む）、水痘、B型肝炎、ロタウイルス □高齢者インフルエンザ予防接種 □高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 □風しん第5期(追加的対策) □成人の風しん予防接種費用一部助成 □健康被害を受けたものの医療費及び医療手当の支給 □健康被害調査委員会の設置 □新型コロナワクチン予防接種（春開始接種及び秋開始接種の実施）
令和 5年度の改善内容 新型コロナワクチン接種体制の整備 子宮頸がん予防ワクチン（キャッチアップ接種含む）の接種勧奨

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 事業実施に妥当性があるか 総合評価 法令等により市が実施しなければならない 予防接種法に基づき実施するため、市が実施しなければならない。
【目的妥当性評価】 前期基本計画との整合性はあるか 総合評価 整合性はある 基本施策5-1と整合している。
【目的妥当性評価】 総合戦略の推進に貢献しているか 総合評価 貢献度が大きい 基本目標2に貢献している。
【有効性評価】 評価結果や計画立案された改革案を着実に実行しているか 総合評価 改革終了／計画どおり実行中 法令に基づき確実に実施している。
【有効性評価】 同じ目的を持つ他の事務事業はあるか、その事業と統合／代替できないか 総合評価 類似事業はない／統合はできない 法令に基づき確実に実施している。
【効率性評価】 手段変更によって費用対効果をあげることができるか 総合評価 できる 感染症のまん延防止を目的とした事業であるとともに長期的には、医療費の抑制にもつながっている。
【効率性評価】 成果を低下させずに、コストを削減できるか 総合評価 コスト削減の余地はない 法令に基づき実施しており、受益者負担を求めるものではない。
【効率性評価】 受益者負担を求めることができる事業か 総合評価 負担を求めるべき事業ではない 法令に基づき実施しているものであり、受益者負担を求めるものではない。

【今後の対応・方向性】

今後の課題 予防接種健康被害救済への対応 子宮頸がん予防ワクチン（キャッチアップ接種含む）接種事業の周知・啓発	今後の取組・方向性 予防接種の重要性等について市民へ正しい情報を提供する。 新型コロナワクチン接種が定期接種化されるため、市民への周知に努め円滑に実施する。 子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種事業が最終年度となるため周知・啓発に努める。
---	--

【総合評価】

新型コロナワクチン接種事業については、特例臨時接種が令和5年度末で終了したが、大きな混乱もなく無事に終えることができた。また子宮頸がん予防ワクチン（キャッチアップ接種を含む）接種事業にも新たな協力事業者とともに周知・啓発に努めることができた。	妥当性	義務的事业
	達成度	概ね達成した
	改善余地	ある程度改善の余地がある
	今後の方向	拡大・充実

施策目標	5 健康になるまちづくりが進んでいる
基本施策	1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます

【主な施策】 1 高齢者が健康で、社会と関わり、楽しみ、活躍できる場の整備

事務事業番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和5年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和4年度決算	令和5年度決算	令和5年度目標	実施内容
020501010157	老人福祉会館運営及び維持管理	こども福祉部福祉室高齢介護課	市内在住の60歳以上の方	高齢者の地域での活動場所を提供するとともに、高齢者の生きがい活動を支援する。	高齢者の生きがい対策の充実及び社会参加の促進	9,277	8,822	老人福祉会館の利用者の増加及び施設の有効活用のためイベントを開催する。	包括管理による施設の維持管理 開館日数 284日 延利用者数 20,512人 電位治療器延利用者数 8,601人 浴場延利用者数 2,352人

施策目標	5 健康になるまちづくりが進んでいる
基本施策	1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます

【主な施策】2 多様な主体との連携による気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築

事務事業 番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和5年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和4年度 決算	令和5年度 決算	令和5年度目標	実施内容
020501020326	スポーツ振興基金事業	企画部国際文化推進室スポーツ推進課	□スポーツ愛好者や選手、役員□スポーツ指導者□スポーツ功労者	□競技会の開催の支援、広域の競技会、指導者養成事業への派遣、優秀な選手や功労者等の表彰の表彰の開催などを行うことで競技意欲の醸成を図る。	□市民スポーツの普及・推進	36,439	31,807	□スポーツ活動助成金及びスポーツ賞表彰事業の実施	□スポーツ活動助成金の支給 ・優秀な成績を収めた市民に対する助成金の支給 □スポーツ賞表彰の実施 ・優秀な成績を収めた市民・在勤者・在学者に対する表彰の授与

施策目標	5 健康になるまちづくりが進んでいる
基本施策	その他

【主な施策】その他事務事業（法定受託、経常業務など）

事務事業 番号	事務事業名	担当所属	事業概要			事務事業の経費〔千円〕		令和5年度の実施内容	
			対象	意図	大きな目的	令和4年度 決算	令和5年度 決算	令和5年度目標	実施内容
020502030115	後期高齢者医療 事業	市民生活部市民 室保険課	75歳以上の市民及び 65歳以上75歳未満の 市民のうち一定程度 以上の障がいのある 人	保険料の賦課・徴収を行い、加入者 が疾病等で保険を利用するときにそ の必要な費用を負担する。（相互扶 助制度）	国民の高齢期における適切な医療の 確保を図る。	3,444,798	3,581,784	後期高齢者医療制度の被保険者が安 心して適切な医療を受けていただけ るよう、制度の周知や資格管理等に 関する業務を円滑に実施するととも に、きめ細やかな納付相談を行う。 また、健康診査等の受診率の向上を 図り、被保険者の健康増進と医療費 の適正化に努める。	●被保険者あて勧奨ちらしや広報への掲載により、健康診査及び人間ドッ ク検査費一部助成の周知に努めた。 ・健康診査受診率 令和4年度 31.94% 令和5年度 31.71% ・人間ドック検査費一部助成利用者数 令和4年度 294人 令和5年度 299人 ●保険料の収納率向上を図り、医療費の適正化に努めた。 ・現年分収納率 令和4年度 99.69% 令和5年度 99.75% ・滞納繰越収納率 令和4年度 60.27% 令和5年度 59.10% ●被保険者あて勧奨ちらしや広報への掲載により、制度の周知に努めた。 ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施においては、庁内関係部署に 対し横断的な事業を実施できるよう企画調整するとともに、地域の関係機 関との連携体制を構築した。
020502030118	特定疾病療養費 補助事業	こども福祉部こ ども家庭室こど も家庭・保健セ ンター（保健）	原因が不明であつ て、治療方法が確立 されていない疾病に 罹っている市民。	特定疾病療養者に療養補助金を支給 し経済的負担の軽減を図り、療養生 活を支援する。	療養生活の支援を図る。	3,734	3,137	継続的な事業の運用	療養に伴う経費の一部を補助（月額5,000円） 対象疾病は、通院3疾病、入院8疾病
020502030120	健康被害予防事 業	こども福祉部こ ども家庭室こど も家庭・保健セ ンター（保健）	アレルギーが心配で ある市民又はアレル ギー疾患を持つ市民	アレルギー疾患を持つ市民の健康保 持・増進・及びアレルギー発症予防 を図る。	大気汚染の影響による健康被害の予 防	14,062	9,005	公害健康被害予防事業を実施し、ア レルギーによる健康被害等の予防に 努める。	環境再生保全機構からの全額助成事業 □アレルギー健康診査の実施 □アレルギー栄養相談の実施 □アレルギー教室の開催 □喘息児健康回復水泳教室の開催